

平成 22 年度業務実績報告書

平成 23 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

独立行政法人環境再生保全機構の概要

1. 第二期中期目標期間

平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

2. 目的・業務の内容

(1) 目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。（独立行政法人環境再生保全機構法（以下「機構法」という。）第 3 条）

(2) 業務の内容

機構は、機構法に基づき機構の目的を達成するため、機構が有する能力等を発揮し、環境分野の政策実施機関として、その役割と責任を果たすため、次の業務を行っている。

- ① 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務（公害健康被害補償業務）（機構法 第 10 条第 1 項第 1 号）
- ② 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（公害健康被害予防事業）（機構法 第 10 条第 1 項第 2 号）
- ③ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務（地球環境基金業務）（機構法 第 10 条第 1 項第 3 号及び第 4 号）
- ④ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務（PCB 廃棄物処理助成事業）（機構法 第 10 条第 1 項第 5 号）
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の五第 3 項に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務（最終処分場維持管理積立金管理業務）（機構法 第 10 条第 1 項第 6 号）
- ⑥ 石綿による健康被害の救済に関する認定、救済給付の支給、特別事業主からの拠出金の徴収業務（石綿健康被害救済業務）（機構法 第 10 条第 1 項第 7 号）
- ⑦ ①から⑥に掲げる業務に附帯する業務（機構法 第 10 条第 1 項第 8 号）
- ⑧ 建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理及び回収業務（債権管理・回収業務）（機構法 附則第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）
- ⑨ 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと（機構法 第 10 条第 2 項）

目 次

指摘事項等への対応状況	i ~ viii
-------------	----------

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する

目標を達成するためとるべき措置

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収
2. 都道府県等に対する納付金の納付

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化
2. ニーズの把握と事業内容の改善
3. 調査研究
4. 知識の普及及び情報提供の実施
5. 研修の実施
6. 助成事業

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項
2. 振興事業に係る事項
3. 地球環境基金の運用等について

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

<維持管理積立金の管理業務>

<石綿健康被害救済業務>

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施
2. 制度運営の円滑化等
3. 認定・支給の適正な実施
4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築
5. 救済給付費用の徴収
6. 救済制度の見直しへの対応

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営
2. 業務運営の効率化
3. 業務における環境配慮

Ⅲ 予算（人件費を含む。）、収支計画及び資金計画	75
1. 予算	78
2. 収支計画	81
3. 資金計画	84
4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	90
Ⅳ 短期借入金の限度額	94
Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画	95
Ⅵ 剰余金の使途	96
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1. 施設及び設備に関する計画	97
2. 職員の人事に関する計画	98
3. 積立金の処分に関する事項	101
4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項	102
<参考>	
年度計画数値目標達成状況一覧	103

指摘事項等への対応状況

指摘事項の該当項目については、以下のとおりである。

評価書：平成 21 年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績の評価書（平成 22 年 8 月 5 日）

二次評価：平成 21 年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について（平成 22 年 12 月 22 日）

基本方針：独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日 閣議決定）

具体的取組：平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について（平成 23 年 4 月 26 日）

●事務・事業

<公害健康被害補償業務>

【指摘事項等】 オンライン申請を強かに推進する必要がある。	【該当項目】 評価書
【対応状況】	
<ul style="list-style-type: none">・ オンライン申告未導入の 5,161 事業所について、オンライン申告の導入促進依頼文書を送付するとともに、委託商工会議所においてもオンライン申告が導入されるよう積極的な指導を依頼した。・ また、日本経済団体連合会、電気事業連合会、日本鉄鋼連盟など各種団体へもオンライン申告の導入に向け直接的な働きかけを行った。・ 特に、電気事業関係では、電気事業連合会が主催する環境幹事会の場で、オンライン申告への理解と導入依頼を直接要請するとともに、電力各社の本社を訪問し、直接オンライン申告の協力依頼を行った。・ オンライン申告の問合わせに対応するためフリーダイヤルを開設し、納付義務者からの疑問、質問に的確に対応した。・ オンライン申告を強かに推進するために、23 年度申告納付説明会の資料にオンライン申告のメリット、利便性を強調した内容を盛り込みオンライン申告の促進に努めることとした。	

【指摘事項等】 汚染負荷量賦課金の徴収業務については、引き続き、納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。（22 年度から実施）	【該当項目】 基本方針
【対応状況】	
<ul style="list-style-type: none">・ 委託商工会議所担当者に対し、納付義務者に対する適正な申告に向けた指導方法等を習得する研修会を開催した。・ 納付義務者に対し、全国 147 商工会議所 101 会場において、公害健康被害補償制度、申告書等の記載方法やオンライン申告の手続き等について説明するとともに、特にオンライン申告の利便性を中心に、効果的な指導、説明を行った。・ その結果、オンライン申告については、22 年度は 37.9%（21 年度、29.9%）に増加するなど納付義務者等の事務処理の効率化を図ることができた。また、申告額に係る収納率については、99%以上を維持した。	

<公害健康被害予防事業>

<p>【指摘事項等】『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行なうとともに、以下の取組を実施する。(22年度から実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エコカーフェア、エコドライブコンテスト、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。 ・ 地方公共団体への助成事業については、各メニューの必要性を精査し、予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車等代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。 ・ 地方公共団体への助成は、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・ 患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。 	<p>【該当項目】評価書、基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境省が行っている「そらプロジェクト」の実施結果は、平成 22 年度末時点で公表されていない。引き続き、情報収集に努める。 ●機構が直接実施する事業について <ul style="list-style-type: none"> ・ エコカーフェア、エコドライブコンテスト、大気汚染防止推進月間関連事業を廃止した。 ●地方公共団体が実施する事業への助成について <ul style="list-style-type: none"> ア. 最新規制適合車代替促進事業は廃止した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体への通知：平成 22 年 8 月 4 日 イ. 廃止した最新規制適合車代替促進事業以外の事業については、予防事業としての必要性を精査したところ、役割の低下、実績・効果等の減少が見られなかったため引き続き実施することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業については、事業の実施効果を把握するために実施したアンケート調査結果により、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取り組みの変化、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認されている。 ・ 大気浄化植樹事業については、国立環境研究所の研究結果等により、樹木による大気浄化能力が確認されている。 ・ 医療機器等整備事業については、ぜん息等の診断・治療のために不可欠な検査機器を対象としており、ぜん息患者の健康回復に必要不可欠である。 ●地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとの定額助成の基準額を設定、交付要綱を改正し地方公共団体へ周知した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体向けの説明会（連絡会議）を開催 <ul style="list-style-type: none"> ア. 「事業の種類及び規模ごとに基準額を設ける」ことに係る方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東地区：平成 22 年 11 月 1 日 ・ 関西地区：平成 22 年 11 月 2 日 イ. 基準額の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東地区：平成 23 年 1 月 25 日 ・ 関西地区：平成 23 年 1 月 27 日 	

②助成金交付要綱を改正

- ・改正 平成 23 年 3 月 23 日
- ・地方公共団体への通知 平成 23 年 3 月 28 日

●ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容への改善を図る目的で、ぜん息患者及びその家族並びに患者の治療・管理、保健指導に関わる方々の事業に対する最新のニーズを把握するため、患者団体、関連学会の医学専門家及び地方公共団体の環境保健部局等へのヒアリングを下記のとおり実施した。

①患者団体

- ア. 公害地域再生センター
- イ. 水島地域環境再生財団
- ウ. 環境汚染等から呼吸器疾患病患者を守る会（エパレク）
- エ. アレルギーを考える母の会
- オ. 日本呼吸器障害者情報センター

②関連学会

- ア. 日本アレルギー学会
- イ. 日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会
- ウ. 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会

③地方公共団体環境保健部局

- ・新宿区、台東区、富士市、愛知県、名古屋市、四日市市、大阪市、西宮市

●ヒアリング結果、次のようなニーズが把握されたことから、事業の見直しに反映させることとしている。

- ①「専門医への相談・交流機会の確保」
- ②「(ぜん息) 患者教育スタッフの養成」
- ③「就学期のぜん息患者のサポート」
- ④「思春期のぜん息患者を対象とする患者教育機会の確保」
- ⑤「高齢患者に対する事業メニューの充実」
- ⑥「呼吸リハビリテーションを行う理学療法士の養成」
- ⑦「COPD に対する認知度の向上、重症化の防止」

<p>【指摘事項等】 事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。(22 年度中に実施)</p>	<p>【該当項目】 基本方針</p>
<p>【対応状況】 事業の実施効果を把握するためのアンケート調査を、医療、保健指導等の専門家で構成する検討委員会を設置し、評価の手法等を検討しつつ実施した。</p> <p>平成 22 年度調査の中間集計結果によると、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取り組みの変化、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認された。</p> <p>今後も効率的な事業実施に向けた事業実施効果の把握を進めていくこととしている。</p>	

<p>【指摘事項等】事業の結果分析、それを踏まえた今後の改善策が十分説明されていない。また、長期的な事業効果の把握、水泳以外の事業効果等に関する調査について検討すべきである。</p>	<p>【該当項目】評価書</p>
<p>【対応状況】平成 21 年度に試行調査を実施、また、平成 22 年度から本格調査を開始した。</p> <p>健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（水泳、音楽、キャンプ）の参加者に対し、助成対象地方公共団体の協力を得て事後調査及び追跡調査（健康診査事業を除く。）を実施している。</p> <p>平成 22 年度に行った調査の中間報告では、事業への参加前後において症状が改善した等の効果が確認されている。</p> <p>これまでの調査を踏まえ、事業参加者の行動変容やコントロール状態（症状）等を指標として効果の把握を進めていく。</p> <p>また、今後、事業効果が高いと評価される地方公共団体の事業の実施方法等を整理し、助成対象地方公共団体へ提供すること等を通じ、事業の改善を図っていく。</p>	

<p>【指摘事項等】調査研究成果が具体的にどのように業務に反映されたかについて、明確化されていない。</p>	<p>【該当項目】評価書</p>
<p>【対応状況】調査研究の成果は研究発表会を開催するとともにホームページに掲載することにより公表している。</p> <p>また、知識普及事業における啓発資料や研修カリキュラムに活用し、地域住民の健康の確保・回復に役立てられるよう努めている。</p>	

<p>【指摘事項等】研修は、さらに受講者数の増加を図る工夫が必要である。</p>	<p>【該当項目】評価書</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修参加者へのアンケート等を踏まえ、保健指導の現場で役立つ吸入指導の実技など実践的な内容をカリキュラムに取り入れた。また、地方公共団体間の交流・情報交換を促し、事業の企画・立案に資するよう地方公共団体の事業の事例紹介をカリキュラムに取り入れるなど、各研修のカリキュラムを見直した。 ・ 地方公共団体が行う事業従事者を主対象とする従来の研修事業に加え、地域のコメディカルスタッフ等を対象として、ぜん息や COPD 患者の教育、訓練指導等に必要な知識・技術の習得機会を積極的に提供することにより、患者等の療養支援体制の充実化を図る観点からの研修を、新たに開始した。 	

<p>【指摘事項等】特許等の知的財産を有効かつ効率的に活用する観点から、特許等の保有の必要性についての検討状況や、検討の結果、知的財産の整理等を行うこととなった場合の取組状況や進捗状況等について明らかにさせた上で、その適切性について評価を行うべきである。</p>	<p>【該当項目】二次評価、具体的取組</p>
<p>【対応状況】平成 22 年度末時点の特許保有件数は 6 件。全て他者との共同保有であり、特許に係る年金は機構以外の権利者が負担することとなっている。</p> <p>今後も特許の維持に係る費用が発生しないこと、また、当該特許に係る権利を放棄しても、特許権自体は他者保有のものとして存続することから、当該特許については、引き続き保有する予定である。なお、当該特許権は、平成 28 年度中までに全て期間満了となる。</p>	

<地球環境基金業務>

<p>【指摘事項等】NPO等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重点化し、効率的な業務運営を行う。また、積極的に基金獲得活動を行うことにより、自己収入を拡大する。 (23年度から実施)</p>	<p>【該当項目】基本方針</p>
<p>【対応状況】平成 23 年度募集案内の作成に当たり、環境政策上ニーズの高い地球温暖化防止などの活動に加え、生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) のフォローアップに関連する活動や地球サミット 20 年の節目となる「環境と開発に関する国連会議 (RI0+20)」に関連する活動を特に重点的に支援するとともに、活動が広範な国民参加や先駆性・独創性を有していることを基本的な考え方とする審査方針を地球環境基金助成専門委員会で決定した。 また、古本のリサイクル企業と共同で古本による募金方法を導入するなど、募金者の利便性を高め自己収入の拡大を図った。</p>	

<PCB 廃棄物処理基金助成業務>

<p>【指摘事項等】ホームページでの公表内容、方法について改善が必要である。</p>	<p>【該当項目】評価書</p>
<p>【対応状況】公表内容へのアクセスが分かりやすくなるよう機構トップページの改修を行う (平成 23 年 5 月末予定)。また、これに併せて、公表内容についても改善を図る。</p>	

<p>【指摘事項等】環境省で今後策定するPCB廃棄物の処理方針を踏まえ、適正に実施する。(22年度から実施)</p>	<p>【該当項目】基本方針</p>
<p>【対応状況】環境省では、平成 23 年度及び平成 24 年度を中小企業者が保管する PCB 廃棄物の早期処理に向けた重点取組期間とすることとし、国、都道府県・政令市及び PCB 廃棄物の処理を行っている日本環境安全事業株式会社が連携して中小企業者が保管する PCB 廃棄物の早期処理の推進を図るため、都道府県・政令市及び日本環境安全事業株式会社に対して協力要請を行ったところである (平成 23 年 2 月 17 日)。 機構としても、平成 23 年度の年度計画において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費を増額計上するなど、環境省の施策を踏まえ本業務を適正に実施することとしている。</p>	

<最終処分場維持管理積立金管理業務>

<p>【指摘事項等】本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適正な管理・運用を行なう。(22年度から実施)</p>	<p>【該当項目】基本方針</p>
<p>【対応状況】本積立金について、積立者に運用利息等の通知を行うとともに、安全性の確保を優先した運用を図るなどにより適正な管理を行っている。</p>	

<石綿健康被害救済業務>

<p>【指摘事項等】情報セキュリティの確保等により認定・給付システムの再構築には遅れが見られており、今後は改善が必要である。</p>	<p>【該当項目】評価書</p>
<p>【対応状況】認定・給付システムの構築を完了し、22 年 8 月から全面稼働しており、特に給付業務において事務処理の効率化が図られ、請求・認定から支給までの事務処理日数の減少にもつながるなど効果を上げている。</p>	

<p>【指摘事項等】石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しについては、現在、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で審議されており、その見直し内容に基づき、石綿健康被害救済部を中心に組織を見直す。（25年度までに実施）</p>	<p>【該当項目】基本方針</p>
<p>【対応状況】組織体制の見直しについては不断に行っているところであり、平成22年7月にも業務の実態に合わせて石綿健康被害救済部の組織の見直しを実施している。</p> <p>また、組織体制の見直しに大きな影響を及ぼす可能性がある石綿健康被害救済制度の見直しについては、石綿健康被害救済小委員会においてが議論されているところである。</p> <p>今後も審議経過を注視するとともに、石綿健康被害救済制度の見直し内容を踏まえた組織体制の見直しについて検討を行う予定である。</p>	

<承継業務>

<p>【指摘事項等】返済の確実性が見込まれない債権については、直轄による回収の計画的な実施、サービサーへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。（23年度から実施）</p>	<p>【該当項目】基本方針</p>
<p>【対応状況】機構直轄で管理している債権については、随時現地調査を行うなど債権者の状況についての確に把握している。また、サービサーへの委託債権については、サービサーから回収状況を的確に把握するなど委託債権の状況に応じた打ち合わせを行い、回収方針に齟齬が生じないよう緊密な連携をとることによって、効率的な債権管理を実施し、弁済による回収額の増大に努めている。</p>	

●資産・運営等

<不要資産の国庫納付>

<p>【指摘事項等】戸塚宿舎を国庫返納する。（23年度以降実施）</p>	<p>【該当項目】基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸塚宿舎に入居していた職員は、平成23年3月末までに全員が退居した。 ・ 戸塚宿舎を不要資産の国庫納付することについて環境省等関係者と調整を開始していたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者の避難先に登録したため作業を一時的に中断している。 	

<事務所等の見直し>

<p>【指摘事項等】本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の縮減等により、全体の面積を大幅に縮減する。（25年度までに実施）</p>	<p>【該当項目】基本方針</p>
<p>【対応状況】外部会議室利用に際してのコスト等を検討するとともに、平成25年度末までに廃止予定である大阪支部からの業務の引き継ぎ等を勘案しつつ、事務所面積の縮減について検討する。</p>	
<p>【指摘事項等】大阪支部を廃止する。（25年度までに実施）</p>	<p>【該当項目】基本方針</p>
<p>【対応状況】平成25年度末までに廃止するためのスケジュールを作成するなど、具体的取組を開始した。</p>	

<人件費の見直し>

<p>【指摘事項等】管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。(22年度から実施)</p>	<p>【該当項目】評価書、基本方針</p>
<p>【対応状況】以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 55歳を超える管理職員の本俸を1.5%減額して支給(人事院勧告と同水準) ・ 本俸基準表の水準を0.3%~0.5%引き下げ(人事院勧告は行政職俸給表(一)(40歳台以上0.1%)及び指定職俸給表(0.2%)を引き下げ) ・ 賞与支給割合を0.2ヶ月引き下げ(人事院勧告と同水準) ・ 課の統合により管理職ポスト1減(22年8月実施済) <p>今後も引続きラスパイレス指数の引き下げに取り組む。</p>	

<組織体制の見直し>

<p>【指摘事項等】各部の類似業務を集約するなど組織体制の効率化を図る。(23年度から実施)</p>	<p>【該当項目】基本方針</p>
<p>【対応状況】各部の類似業務の集約に向けた検討を開始した。</p>	

<内部統制>

<p>【指摘事項等】組織運営の一層の効率化を図るとともに、内部統制の強化に向けた取組を強化する必要がある。(法人の長のマネジメント・監事監査)</p>	<p>【該当項目】評価書、二次評価</p>
<p>【対応状況】独立行政法人環境再生保全機構内部統制基本方針(以下「基本方針」という。)を策定した。また、リスク管理を強化するため「リスク管理委員会」を設置し、リスクの洗い出しを行った。今後、基本方針に沿って内部統制の強化を図る。</p>	

<p>【指摘事項等】法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。</p>	<p>【該当項目】具体的取組</p>
<p>【対応状況】理事長は、理事会のみならず、コンプライアンス推進委員会等の各種委員会、内部監査等を通じて組織にとって重要な情報を適宜把握している。</p> <p>また、ミッションや運営方針等について、以前から実施しているイントラネットへの掲載に加えて、年度初め(4月)・下半期(10月)・年始(1月)に全職員を対象に理事長が訓示を行ったほか、10回に分けて全職員と直接意見交換を行うことで周知徹底している。</p>	

<p>【指摘事項等】法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出しを行い、組織全体として取組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に注目しているか。</p>	<p>【該当項目】具体的取組</p>
<p>【対応状況】「リスク管理委員会」を設置し、全業務(253業務)を対象にリスクの洗い出し等を行った。洗い出されたリスクについて、すでに対応しているものが多いが、今後はさらなる対応の強化を行っていく。</p> <p>なお、目標や計画について、未達成のものはないが、今後とも未達成項目が生じないように注視していく。</p>	

<財務の状況>

【指摘事項等】 損益の要因分析については、改善が必要である。	【該当項目】 評価書
<p>【対応状況】 業務実績報告書（本書）に、以下の項目を記載し、要因分析をより明確にした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画予算と実績（概略説明） ・ 諸表の合計表示 ・ 各勘定における損益構造要因の注記 ・ 当期総利益及び利益剰余金の説明 ・ 参考資料として事業報告書を活用 	

<その他>

<p>【指摘事項等】 『平成21年度決算検査報告』において、平成18年度及び19年度に行った公害健康被害予防事業について、『公害健康被害予防事業の調査研究業務に係る委託費の経理が不当』と指摘されているが、講じた措置等について明らかにするとともに、再発防止に係る体制整備や再発防止措置の適正な運用が行われているかについて評価を行うべき。</p>	【該当項目】 二次評価
<p>【対応状況】 以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約書への委託費返還条項の整備 ・ 支出証拠書類及び帳簿並びに納入物品の確認等の現地調査（7 課題） ・ 調査研究会議を活用した委託費の適正執行に係る周知徹底（7 課題） ・ 調査研究に係る会計手続等を記載した事務処理方針の改定 ・ 調査研究に従事する会計担当者等を対象とした会計説明会の開催（16 課題） ・ ホームページを用いた会計・事務手続き等の情報提供に係る検討 ・ 調査研究の公募における応募資格制限（公募要領の改正）に係る検討 ・ 研究者個人との契約から研究者が所属する機関の長との契約への移行 <p>（参考）</p> <p><不当と指摘された事項の概要></p> <p>分担した業務に要した経費の額を報告する際に提出した納品書等について、記載された研究用物品を購入した事実はなく、実際は、当該研究者が随時業者に他の研究用物品を納入させた上で、後日、その購入代金の支払に当たり、業者に指示して、実施計画書に記載していた研究用物品を納入されたとする虚偽の納品書等を提出しており、委託業務に要した経費とは認められず、委託費が過大に支払われている。</p>	

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

平成 22 年度計画の概要

- 汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持。
- 一定規模以上の主要業種の工場・事業所に対し、平成 20 年度比 50%増の実地調査の実施。
- 徴収業務に係る委託業務契約（民間競争入札）において、平成 20 年度実績に比し 7%以上の削減。
- 申告・納付説明会で、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応。
- 説明会での意見・要望聴取の結果を、必要に応じて説明資料等に反映。
- 汚染負荷量賦課金専用ホームページの充実、必要に応じて汚染負荷量賦課金システム等の見直し。
- 委託業務の監督、指導を行い、委託業務担当者研修会を開催。
- 汚染負荷量賦課金のオンライン申請の促進。

平成 22 年度の重点事項

- ・平成 20 年度（38 事業所）比 50%増（57 事業所）の実地調査を実施
- ・汚染負荷量賦課金のオンライン申告の促進

平成 22 年度業務の実績

（1）汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

①汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率

納付義務者からの相談及び質問事項等に的確に対応すること等により、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率を 99%以上に維持した。

汚染負荷量賦課金の収納状況（平成 23 年 3 月末現在）

（単位：千円、%）

年度	計画額 (a)	申告額 (b)	収納済額 (c)	計画額に対する申告率 (d = b/a*100)	申告額に対する収納率 (e = c/b*100)
平成 22 年度	(39, 239, 423)	(39, 484, 339)	(39, 436, 129)	(100. 5)	(99. 88)
	38, 578, 875	38, 783, 848	38, 777, 322	100. 5	99. 98

（注）（ ）書きは、平成 21 年度の数値。

（資料 1 公害健康被害補償制度の概要（資料編 P1））

（資料 2-① 汚染負荷量賦課金の申告件数及び申告額の年度別推移（資料編 P2））

（資料 2-② 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移（資料編 P2））

（資料 3 都道府県別汚染負荷量賦課金徴収決定状況（資料編 P3））

②未申告事業所に対する申告督促の実施

平成 22 年度の納付義務予定者 8,442 事業所のうち、申告・納付期限までに未申告が 558 事業所あった。商工会議所が 6 月 14 日（徴収実施期間：3/1～6/14）まで申告督促を実施し、それ以降、申告に応じなかった事業所を機構が引き継ぎ督促を実施した。

その結果、431 事業所が申告・納付に応じた。

（平成 23 年 3 月末）

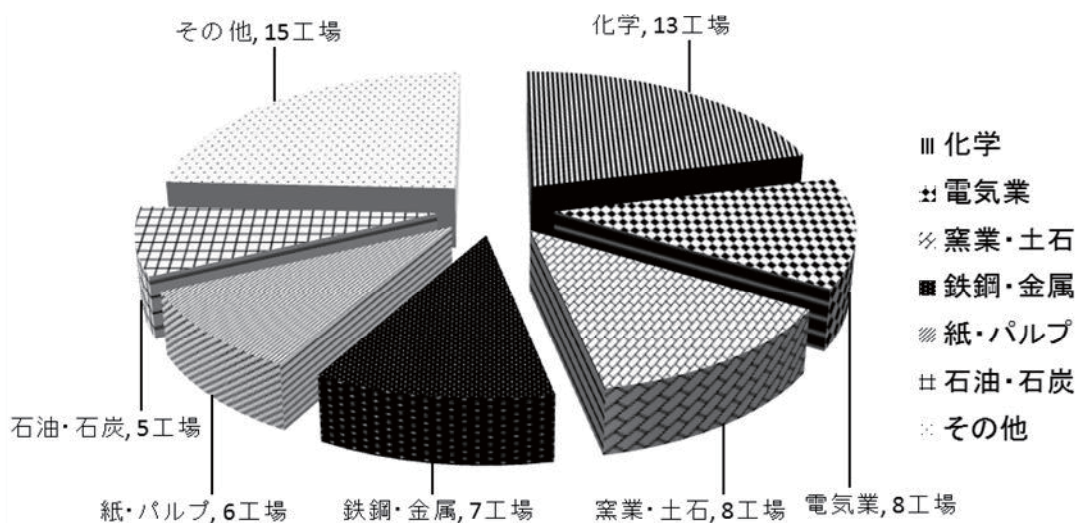
区 分	督促対象 事業所数	申告・納付に 応じた事業所数	非該当 事業所数
商工会議所による督促（期限から 6 / 1 4 まで）	5 5 8 (6 3 2)	3 8 4 (4 3 8)	
機構による督促 6 / 1 4 ~	1 7 4 (1 9 4)	4 7 (4 2)	4 (5)
督促実施後 未申告事業者数	1 2 3 (1 4 7)	清算結了等によって消滅 破産手続き開始、住所不明等	3 0 (3 4) 9 3 (1 1 3)

（注）（ ）書きは、平成 21 年度の数値。

③実地調査の確実な実施

- ・ 「実地調査等事務取扱達」に基づいて、一定規模以上の主要業種の事業所の中から選定した 57 社 62 事業所に対して実地調査を実施した。

平成 22 年度実地調査の業種別内訳



- ・ 実地調査においては、ばい煙発生施設及び製造工程の確認、申告書の根拠となる燃原料使用量等の原始帳票類（5年分）の調査を行った。

実地調査の結果、データ改ざん等の事実は認められなかったが、^{*1}加重平均誤りや^{*2}脱硫効率誤り等があった25事業所において、申告の修正又は更正を行った。

- （*1）加重平均：硫黄分や密度が異なる燃原料について、硫黄分や密度の平均値を計算する時、単純に平均せず、燃原料の量の重みを加味して平均すること
- （*2）脱硫効率：硫黄分を含んだ燃原料から硫黄分を除去する効率のこと

実地調査による修正・更正の状況（平成23年3月末現在）

区分	修正、更正の理由	件数
修正増	計上誤り等による過小申告	25
更正減	計上誤り等による過大申告	54
正当		221

注）調査は5年分を対象としたことから、事業所によって修正・更正が重複することがある。また、修更正の手続きは23年度に行われるものもある。（実績ベースによる。）

（資料4 申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等（資料編P4））

（2）汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

委託先による申告書等の点検及び未申告督促業務を行うことにより、機構業務の効率化を図った。

また、徴収業務に係る委託費は、平成20年度実績と比較し8.46%削減となった。

委託費の削減

平成20年度 委託費(a)	平成22年度 委託費(b)	削減額 (c=a-b)	削減率 (c/a*100)
195,561,047円	(180,215,984円) 179,026,017円	(15,345,063円) 16,535,030円	(7.85%) 8.46%

※（ ）書きは、平成21年度実績の数値である。

（資料5 徴収業務の一部についての民間競争入札による実施内容（資料編P6））

（3）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

①申告・納付説明会等における納付義務者への対応

全国147商工会議所101会場において実施した申告・納付説明会に、機構職員が出

いて注意喚起するとともに、納付義務者からの相談及び質問事項等（267件）に対し、端数処理方法など個別にきめ細かな対応を行った。

（資料 6 オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い（説明会時説明資料）
（資料編 P7））

（資料 7 平成 22 年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会等での主な質問等について
（資料編 P9））

②汚染負荷量賦課金専用ホームページの改善等

引き続き必要なデータを更新するとともに、納付義務者の要望に応え、新たにオンライン申告の手続き（事前登録、認証情報の取得、雛型ファイルのダウンロード、申告ファイルのアップロード）を作成し、ホームページの充実を図った。

③委託商工会議所への適切な指導

委託商工会議所に対して、徴収業務の指導方法及び申告書の点検方法等についての理解を深めるための研修会（平成 23 年 3 月 3 日）を実施した。

研修会では委託業務関連オンラインシステムの活用方法を研修内容に追加し、システムの周知徹底を図った。

（4）オンライン申告の推進

①オンライン申告の状況

申告・納付説明会において、オンライン申告のデモンストレーション等を行うとともに、導入促進に向けた文書を送付するなど、オンライン申告の推進に努めた結果、平成 22 年度のオンライン申告件数は、3,152 件（平成 23 年 3 月末現在）で全申告に対する比率は約 38%と平成 21 年度実績と比較して 8%増加し、電子申告を行う事業所は約 60%に達した。

申告方法別の申告件数（平成 23 年 3 月末現在）

区 分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
用紙申告	4,141 件	49.4%	3,647 件	43.7%	3,351 件	40.3%
電子申告	4,250 件	50.6%	4,695 件	56.3%	4,962 件	59.7%
FD 申告（*）	2,742 件	32.7%	2,198 件	26.4%	1,810 件	21.8%
オンライン申告	1,508 件	17.9%	2,497 件	29.9%	3,152 件	37.9%
合 計	8,391 件	100.0%	8,342 件	100.0%	8,313 件	100.0%

（*）FD 申告とは、フロッピーディスクおよびコンパクトディスクによる申告である。

②委託商工会議所へのオンライン申告のための現状把握及びヒアリング

32 商工会議所に対し、オンライン申告促進を図るため、現状と課題を把握するためのヒアリングを実施した。

その結果、オンライン申告を行うためのインフラの未整備、公的事業所の情報セキュリティポリシー等による制限等の実態を把握した。

また、説明会の開催方法について、オンライン申告を中心とした説明を行ってもいいのではとの意見があった。

③オンライン申告システムの改修

- ・ これまで事業所が独自で作成した添付資料等を別途郵送で対応していたものをオンラインによる送信機能を追加して改善を行った。
- ・ オンライン申告で送信した申告書データの詳細内容を画面で確認・印刷保管ができるよう改善を行った。

(資料 8 オンライン申告システムの改修内容 (資料編 P10))

④平成 23 年度に向けた取り組み

- ・ 納付義務者が平成 23 年度申告の準備を始める時期 (1 月 18 日) に、オンライン申告の未導入の 5,161 事業所に対し、導入依頼文書の送付を行った。
- ・ オンライン申告の促進を図るため、日本経済団体連合会ははじめ、電気事業連合会、日本鉄鋼連盟などの各種団体へ協力要請を行った。
- ・ 特に、申告額全体の約 3 割を占める電気事業者に対して、電気事業連合会主催で開催している「環境幹事会」(平成 23 年 1 月 27 日: 課長級の会議)において、オンライン申告推進の説明を行ったほか、各電力会社の本社を訪問し、オンライン申告の協力要請を行った結果、各社から導入に向けた前向きな回答を得た。
- ・ 平成 23 年 2 月 1 日より、オンライン申告の問い合わせ専用のフリーダイヤルを開設し、納付義務者のオンライン申告にかかる操作方法及び手続き等などに適切に対応した。(対応件数: 241 件。平成 23 年 2 月 1 日~3 月 31 日)

(資料 9 オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い 平成 23 年 1 月 18 日環機業第 1 号 (資料編 P11))

(資料 10 申告方式別申告事業所数の推移及び申告方法別の申告件数・申告金額 (年度末) (資料編 P14))

(5) 東日本大震災への対応について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い、対象地域の被災状況の情報収集に努め、公害健康被害の補償等に関する法律第 60 条の規定及び国税通則法第 11 条の規定により、被災地の事業者等に係る平成 23 年度汚染負荷量賦課金申告・納付期限の延長措置を実施するための準備を行った。

(資料 11 公害健康被害の補償等に関する法律及び国税通則法の条文 (抜粋)

(資料編 P15))

(資料 12 東北地方太平洋沖地震に伴う平成 23 年度汚染負荷量賦課金の申告・納付について (資料編 P16))

自己点検結果

- ・ 未申告督促及び委託商工会議所への指導を行ったことなどにより汚染負荷量賦課金の申告額に対する徴収率について、収納率 99%以上を維持できた。23 年度以降も収納率 99%以上の維持を図っていく。
- ・ 賦課金の適正な申告に向けて、平成 20 年度比 50%増 (57 事業所) を上回る 62 事業所の実地調査を行い、適切な申告指導を実施した。今後も引き続き平成 20 年度比 50%増の実地調査を行い、適切な申告指導を行っていく。
- ・ 平成 23 年度に向けて、委託商工会議所に対してオンライン申告促進依頼、経団連等、各関係団体への働きかけ、さらには納付義務者の本社に対する働きかけなど、オンライン申告の促進を図った。今後も引き続き、未導入の事業所にはオンライン申告の促進を図っていく。
- ・ 委託商工会議所へのヒアリングにより把握した意見を踏まえ、説明会をオンライン申告の手続きや利便性を中心とした内容に改善することとした。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

平成 22 年度計画の概要

- 必要に応じて補償給付納付金関係書類作成の手引き等の見直し、都道府県等の担当者への周知徹底。
- 都道府県等のニーズに対応した納付業務システムの改良。
- 現地指導は、原則として3年に1回のサイクルで実施。
- 国及び都道府県等へ現地指導の結果に関する情報の提供。
- 現地指導や会議の場を利用し、オンライン申請の導入を促進。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 納付金に係るオンライン申請（70%以上）の推進
- ・ 納付業務システムの改良
- ・ 新型インフルエンザ予防接種費用助成事業への迅速な対応

平成 22 年度業務の実績

（1）納付金に係るオンライン申請の推進

納付金のオンライン申請を推進するため、オンライン申請を行っていない都道府県等に対して、文書により導入の依頼（平成 22 年 7 月）を行うとともに、納付申請等の手続きの際や現地指導の場では、オンライン申請の仕組みや導入方法等を具体的に説明し、また、環境省主催の会議の場等を利用し、オンライン申請の導入依頼を行った。

その結果、オンライン申請の導入率は 76%となり、中期計画に掲げた目標であるオンライン申請の比率 70%を達成した。

また、都道府県等が次年度の申請手続等を検討する時期（平成 23 年 3 月）に合わせて文書によりオンライン申請の導入依頼を引き続き行った。

納付金のオンライン申請の導入結果 （実施数/対象都道府県等数）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度
補償給付費納付金	71% (29/41)	78% (32/41)
公害保健福祉事業費納付金	65% (28/43)	74% (32/43)
合 計	68% (57/84)	76% (64/84)

（参考 1）オンライン申請未導入の都道府県等

補償給付費納付金（9 都道府県等）

公害保健福祉事業費納付金（11 都道府県等）

（参考 2）オンライン申請未導入の主な理由

- ・ 情報セキュリティポリシー等による制限（3 都道府県等）
- ・ インターネットへの接続の制限（2 都道府県等）

- ・ 情報処理担当課の承諾が困難（2 都道府県等）

（２）納付業務システムの改良

納付業務システムの改良については、都道府県等のニーズに対応した機能（実績報告書作成時に納付申請時の内容を複写する機能）の追加等の改良を行った。

また、環境省による補償給付の障害補償費等に係る年齢階層の改正を踏まえ、事業実績報告の帳票に新たに追加された年齢階層の入力欄を設ける等の改良を行った。

これら納付業務システムの改良に伴う手順書を新たに作成するとともに、関係都道府県等へ通知し、担当者の事務処理の効率化を図った。

（３）新型インフルエンザ予防接種費用助成事業への迅速な対応

環境省において、平成 22 年度も「新型インフルエンザ予防接種費用助成事業」を実施することが定められたことを踏まえ、環境省及び都道府県等と緊密な連携を図り、公害保健福祉事業の新型インフルエンザ予防接種費用助成事業の助成対象 39 都道府県等のうち、35 都道府県等（約 90%）が実施することとなった。実施に当たっては、変更納付申請の事務手続が円滑に進められるように、関係書類の作成のための手順書を作成し、都道府県等の担当者の事務処理の効率化を図った。

（４）都道府県等に対する補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金の納付実績

（単位：百万円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補償給付費	59,999	54,867	51,740	49,473	48,201
公害保健福祉事業費	101	103	97	118	109
合 計	57,100	54,970	51,837	49,591	48,310

（資料 13－① 旧第一種被認定者数の年度別推移（資料編 P17））

（資料 13－② 補償給付費納付金の年度別推移（資料編 P17））

（資料 14 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移（資料編 P18））

（５）納付申請等に係る事務処理の効率化

①補償給付費納付金関係書類作成の手引等の見直し等

補償給付費納付金関係書類作成の手引について、補償給付費の返還に係る手続に関する項目を加え、併せて関係様式をオンライン申請サイトからダウンロードできるようにするとともに、納付業務システムへの誤入力及びよく質問される事項に関する留意事項の追加等を行うなど都道府県等の担当者の事務処理の効率化を図った。

②都道府県等への現地指導及び情報提供

- ・ 現地指導について、原則 3 年に 1 回のサイクルで実施する基本方針に則り、旧

第一種地域は 14 都道府県等で、第二種地域は 2 都道府県等で実施した。

調査では、死亡関係に係る給付に重点を置いて実施するなど、事務処理が適切になされるよう指導した。

- ・ 現地指導の調査結果については、環境省主催の会議の場において、都道府県等の事業実施状況や今後の公害保健福祉事業を進める上で参考となる事例の紹介等を都道府県等に行うとともに、課題等を取りまとめて、環境省に対して情報提供を行った。

自己点検結果

- ・ 納付金のオンライン申請の推進については、オンライン申請未導入の都道府県等に対しては、粘り強くオンライン申請の導入を働きかけ、中期計画に掲げた目標であるオンライン申請の比率 70%を達成することができた。今後も未導入の都道府県等に対し、オンライン申請導入を働きかけていく。
- ・ 納付業務システムの改良、新型インフルエンザ予防接種費用助成事業への迅速な対応、補償給付費納付関係書類作成の手引き書等の見直し等及び都道府県等への現地指導、情報提供を推進することにより、事務処理の効率化を図った。今後とも引き続き事務処理の効率化を図っていく。

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

平成 22 年度計画の概要

- 公害健康被害予防基金の運用について、運用方針を策定し、安全かつ有利な運用、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用等により、収入の安定的な確保。
- 地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化・効率化。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 公害健康被害予防事業の継続的、安定した実施を図るため、安全かつ有利な運用の実施を図る
- ・ 助成事業において、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト 3 事業」という。）を優先的に採択
- ・ 行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえた事業の見直し

（資料 15 公害健康被害予防事業の概要（資料編 P19））

平成 22 年度の業務実績

（1）収入の安定的な確保

運用方針を策定し、安全かつ有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図った。

なお、計画額に対する決算額の減少は、主にコーラブル円建外債の途中償還によるものである。

（単位：百万円）

	平成 21 年度			平成 22 年度		
	計画額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
基金運用収入	1,029	1,092	2.44	1,058	1,034	2.30
補助金	205	205	—	200	200	—

（資料 16 公害健康被害予防基金の運用方針について（資料編 P20））

（資料 17 公害健康被害予防基金債券運用状況（資料編 P21））

（2）事業の重点化・効率化

地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト 3 事業について優先的に採択し、地方公共団体の要望に全て対応できるよう助成を行った。

（資料 18 平成 22 年度ソフト 3 事業等実施状況（資料編 P22））

(3) 行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえた事業の見直し

平成 22 年 4 月 26 日に行われた行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえ、次のとおり事業を見直した。

①環境改善分野

予防事業としての役割・効果が減少してきた事業、目的に沿った効果の評価が困難な事業は、予防事業としての実施を取りやめ又は縮小する。

<取りやめ>

直轄事業：エコカーフェア、大気汚染防止推進月間関連事業（ただし、平成 22 年度については、取りやめ決定時に既に契約済であったものは経過措置として実施）

助成事業：最新規制適合車代替促進事業（ただし、平成 22 年度については、取りやめ決定時に既に交付決定内定済みであったため経過措置として実施）

<縮小>

直轄事業：エコドライブコンテスト事業（コンテスト、セミナー）
平成 23 年度からコンテストの実施を取りやめる。

②環境保健分野

患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜん息患者のニーズに適切に応える事業内容に改善する。

<事業の充実・強化>

- ・ NPO 法人等の知見を活用した情報発信事業の創設
- ・ 関連学会、教育機関等との連携による知識の普及、啓発事業の展開
- ・ ぜん息患者等の療養指導等に従事する人材の養成 等

<助成額の見直し>

事業の種類及び規模ごとに定額の基準額を設定する。

自己点検結果

(1) 運用収入の安定的な確保

収入を安定的に確保することができた。今後とも、安全かつ有利な運用に努める。

(2) 事業の重点化・効率化

ソフト 3 事業に係る申請について優先的に採択し、交付決定を行った。

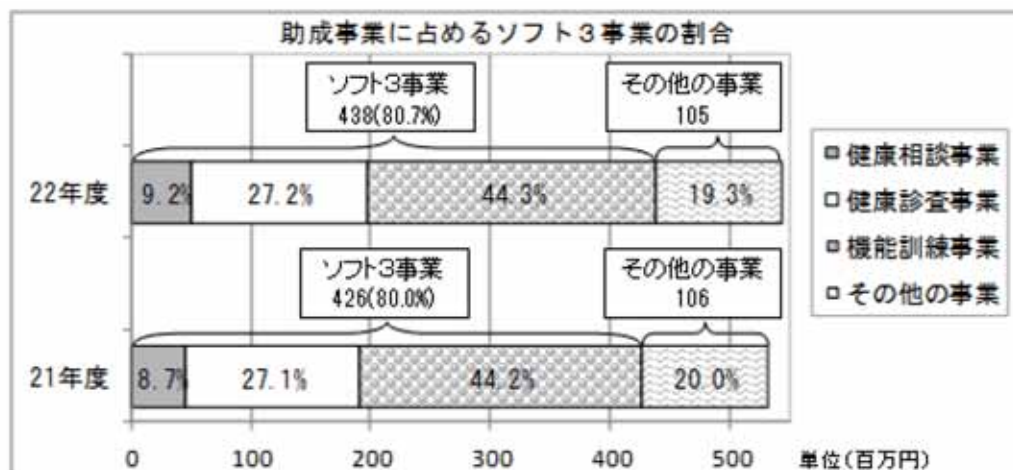
(3) 行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえた事業の見直し

行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえ、事業の見直しの検討をすみやかに開始した。

公害健康被害予防事業としての役割が減少してきた事業等の廃止・縮小を関係地

方公共団体の協力・理解を得つつ円滑に進めるとともに、ぜん息等の患者の最新のニーズに基づく事業の改善の方向性を定め、ニーズに適切に応える事業の一部を平成22年12月から開始することを通じ、地域住民の健康の確保・回復につながる事業への重点化を推進することができた。

(参考)



2. ニーズの把握と事業内容の改善

平成 22 年度計画の概要

- ぜん息患者等の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に反映させ事業を改善。
- ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査について、本格調査の実施、取りまとめ。
- 環境省が平成 22 年度までの予定で実施している「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）」について、情報収集。

平成 22 年度の重点事項

- ・ ニーズを把握し、これを反映した事業の改善
- ・ 定量的な指標によりソフト 3 事業実施効果の測定・把握を行うための本格調査の実施

平成 22 年度の業務実績

(1) ニーズの把握と事業への反映

①事業参加者へのアンケートの実施及び事業への反映

知識普及事業、研修など事業参加者（参加者 5,750 名）に対してアンケート調査を実施し（回収率 76.9%）、アンケート調査から得られた意見等を踏まえ、対象者のニーズを適切に反映する事業への改善を図った。

（資料 25 平成 22 年度知識の普及事業実施状況（資料編 P43））

（資料 26 平成 22 年度研修事業実施状況（資料編 P50））

ア. 知識普及事業参加者へのアンケート等を踏まえた事業の改善

- ・ 患者団体等からの要望を踏まえ、中国地区においてぜん息に関する最新情報を提供するため、岡山県並びに岡山市、倉敷市、玉野市及び備前市に協力を呼びかけ、専門医によるぜん息予防等講演会を開催した。
- ・ COPD（慢性閉塞性肺疾患）に対する社会的認知度の向上を図るため、広く一般市民を対象とした予防的観点からの講演会を開催した。
- ・ 昨年度、新型インフルエンザの影響によりぜん息児水泳記録会を中止したために、登録をしたものの参加できなかった当時の小学 6 年生の参加希望に応えるため、今年度の参加枠を拡大して出場できるよう対応した。

イ. 研修参加者へのアンケート等を踏まえた事業の改善

- ・ 保健指導の現場で役立つ吸入指導の実技など実践的な内容をカリキュラムに取り入れた。
- ・ 地方公共団体間の交流・情報交換を促し、事業の企画・立案に資するよう地方公共団体の事業の事例紹介をカリキュラムに取り入れた。

（資料 19 ニーズを踏まえた事業改善の事例及び今後のニーズ把握（資料編 P23））

②患者団体等へのヒアリングの実施及び事業の改善

行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえ、ぜん息患者等のニーズを適切に反映する事業の改善を図るに当たり、患者団体、関連学会の医学専門家、地方公共団体の環境保健部局など 16 機関にヒアリングを実施し、ぜん息患者等の最新のニーズの把握に努めた。

(資料 20 行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえて実施したヒアリング実施機関 (資料編 P25))

また、当該ニーズに適切に応える事業の一部を試行した。

ヒアリングにより把握した最新のニーズ	ニーズに応える事業として、22 年度に新たに実施した事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門医への相談・交流機会の提供 ・ 就学期のぜん息患者のサポート ・ 患者教育スタッフの養成 ・ 呼吸リハビリテーションを行う理学療法士の養成 ・ 思春期のぜん息患者を対象とする患者教育機会の提供 ・ 高齢患者に対する事業メニューの充実化 ・ COPD に対する認知度の向上、重症化の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人日本小児アレルギー学会と連携し、アレルギー専門医による市民公開講座を開催 (実施日：平成 22 年 12 月 4 日) ・ 文部科学省、財団法人日本学校保健会と連携し、ぜん息等をもつ児童・生徒及び養護教諭等を対象としたぜん息フォーラムの開催を計画 (平成 23 年 3 月 27 日の開催を予定していたが、東日本大震災の影響を考慮し延期) ・ ぜん息の患者教育等に従事する地域のコメディカルスタッフを養成するための研修を実施 (実施日：平成 23 年 3 月 10 日～3 月 11 日) ・ 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会の協力を得て、理学療法士等地域の呼吸リハビリテーション指導員を養成するための研修を実施 (実施日：平成 23 年 3 月 5 日～6 日)

③環境改善分野の調査研究事業等に関するニーズの把握

平成 23 年度より開始する大気環境の改善分野の調査研究課題等に関し、助成対象地方公共団体へのニーズ調査を実施した。

(2) ソフト3事業の実施効果の適切な測定・把握のための調査

事業の実施効果を把握するためのアンケート調査を、医療、保健指導等の専門家で構成する検討委員会を設置し、評価の手法等を検討しつつ実施した。

平成22年度調査の中間集計結果によると、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取り組みの変化、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認された。

(資料21-① ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査及び事業の改善に向けた検討状況(資料編P26))

(資料21-② ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告―抜粋―(資料編P27))

(3) そらプロジェクトの情報把握

環境省が行っている「そらプロジェクト」の実施結果は、平成22年度末時点で公表されていない。引き続き、情報収集に努める。

自己点検結果

(1) ニーズの把握と事業への反映

- ① 知識普及、研修事業参加者に対するアンケートによって、各事業に対する参加者の満足度や意見・要望が得られた。これらを踏まえ、個々の事業において、対象者のニーズを適切に反映するよう改善した。
- ② 患者団体等16機関に対してヒアリングを実施し、最新のニーズ等を把握した。今後はぜん息患者など事業対象者のニーズの把握と事業への適切な反映を継続的に行う仕組みを構築するため、患者団体等と意見を交換する場の設置に向けた検討を行う。
- ③ ぜん息患者等の新たなニーズに応えるため、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」に基づき、引き続き、事業の改善に努める。

(2) ソフト3事業の実施効果の適切な測定・把握のための調査

ソフト3事業のすべての事業において、事業の実施効果の適切な測定・把握のための本格調査を実施した。平成22年度本格調査の中間取りまとめ結果からは、行動変容、コントロール状態(症状)の維持・改善及び患者の日常生活の質(QOL)の向上への効果が期待される結果が示されている。今後は平成22年度本格調査結果をもとに事業内容の改善に向けた取り組みを行っていく。

3. 調査研究

平成 22 年度計画の概要

- 環境保健分野に係る調査研究について、継続 1 課題を実施し、22 年度より開始する課題について、公募により実施。
- 大気環境の改善分野に係る調査研究について、継続 2 課題を実施し、1 課題を公募により実施。
- 公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用し、課題の採択は、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定。
- 各調査研究課題の外部有識者による評価として年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施し、その評価結果を、次年度の研究内容や事業にフィードバック。
- 研究成果は、研究発表会等で公表し、機構のホームページ上で公開。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 環境保健分野に係る調査研究について、ソフト 3 事業の事業実施効果の適切な把握及び事業内容の改善方法、知識の体系化に関する新たな課題を公募により実施
- ・ 調査研究に係る経理の適正化、透明性の確保

平成 22 年度の業務実績

(1) 調査研究の公募による実施

①環境保健分野に係る調査研究

ソフト 3 事業の事業実施効果の適切な把握及び事業内容の改善方法等を課題とする調査研究を、機構ホームページ及び関係学会のホームページ等を通じて広く公募したところ 19 件の応募があり、評価委員会による事前評価を経て、15 件を採択した。課題の決定に要した日数は 60 日であった。

締切日：平成 22 年 4 月 30 日

決定日：平成 22 年 6 月 29 日

(資料 22-① 平成 22 年度新規調査研究課題の公募について (環境保健)
(資料編 P31))

(資料 23-① 平成 22 年度環境保健分野に係る調査研究概要 (資料編 P33))

②環境改善分野に係る調査研究

- ・ 環境改善分野は、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に係る 2 課題について、評価委員の年度評価を受け、平成 21 年度に引き続き、継続して実施した。
- ・ 平成 21 年度に終了した「エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査」でエコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果が確認されたことを踏まえ、平成 22 年度からの新たな調査研究課題である「一般ユー

ザに対するエコドライブの普及による大気汚染の改善手法に関する調査研究」について、機構ホームページ及び関係機関のホームページを通じて公募したところ、3件の応募があり、評価委員会による事前評価を経て、1件を採択した。課題の決定に要した日数は46日であった。

締切日：平成22年4月15日

決定日：平成22年5月31日

(資料22-② 平成22年度新規調査研究課題の公募について(環境改善)
(資料編P32))

(資料23-② 平成22年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要(資料編P36))

(資料23-③ 平成21年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要(資料編P37))

③経理の適正化、透明性の確保

平成21年会計検査報告における指摘を踏まえ、調査研究に係る不適正な会計処理の再発防止に努めるため、契約書において不適正使用に係る委託費の返還条項の整備を図った。

また、支出証拠書類及び帳簿並びに納入物品の確認等の現地調査の実施、委託研究者等に対し説明会を開催するなど調査研究費の制度の周知徹底を図るとともに、今後も継続して制度の周知に努めることとしている。

なお、調査研究に係る事務処理方針の改定、経理部門による委託費の適正な管理を図り経理の透明性を確保するため、所属機関の長との契約の推進などの措置を講じた。

(2) 調査研究の評価、研究成果の公表

① 環境保健分野における平成22年度の調査研究については、平成23年3月に調査研究成果発表会を開催し、年度評価等を行った。

② 環境改善分野における平成21年度の調査研究については、平成22年5月に調査研究成果発表会を開催し、評価委員会による年度評価及び事後評価を行い、年度評価結果については、平成22年度の調査研究内容に反映した。

③ 平成21年度の調査研究成果を機構ホームページに公表するとともに、調査研究成果集を作成し、関係地方公共団体などに配布した。

(資料24 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について(資料編P38))

(3) 特許等の保有状況

特許保有件数は6件あるが、これは旧公害健康被害補償予防協会が実施していた調査研究において、各課題が終了した際、受託者が出願費用を負担して特許を出願したため権利が発生したものである。(権利維持費用も全て受託者が負担している。)

現在のところ、その特許が直ちに収益化する見込みはないが、将来における収益

化の可能性を随時確認しているところである。

なお、当該特許権は、平成 28 年度中までに全て期間満了となる。

自己点検結果

(1) 調査研究の公募による実施

①環境保健分野に係る調査研究

地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる課題 15 件を採択し、実施した。

②環境改善分野に係る調査研究

「一般ユーザに対するエコドライブの普及による大気汚染の改善手法に関する調査研究」1 件を採択し、実施した。

③経理の適正化、透明性の確保

平成 21 年会計検査報告における指摘を踏まえ、調査研究に係る不適正な会計処理の再発防止を図るため、必要な措置を講じた。今後も引き続き経理の適正化、透明性の確保に努める。

(2) 調査研究の評価、研究成果の公表

① 調査研究については、評価委員会による年度評価及び事後評価を行い、評価結果については研究者等へフィードバックし、次年度の研究内容に反映させた。今後ともより良い研究を行うための評価等を適切に実施する。

② 環境保健分野の調査研究については、平成 23 年度が第 8 期調査研究の最終年度となることから、ソフト 3 事業の効果的な実践及び改善のための評価等に活用すべく取りまとめを行う予定である。

また、調査研究結果をパンフレット、マニュアルに取りまとめ、事業等への一層の活用を図る予定である。

(第 8 期調査研究の成果を活用したマニュアル等の作成予定)

- ・行動科学的アプローチによる患者教育マニュアルの作成
- ・呼気中の一酸化窒素測定マニュアルの作成
- ・個別継続的呼吸リハビリテーションプログラムの構築 等

③ 環境改善分野の調査研究については、平成 21 年度に終了した「エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査」の成果を、関連事業の場や自治体等での活用を前提に、エコドライブによる大気汚染物質 (NO_x, PM) 等の排出低減効果を分かりやすく記載した一般市民向けのパンフレットとして取りまとめた。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

平成 22 年度計画の概要

- パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施。
- 参加者、利用者に対するアンケート調査を実施し、回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。
- ホームページ等を活用し、各事業による最新の知見や情報を幅広く積極的に提供。

平成 22 年度の重点事項

- ・ ニーズに沿った知識普及事業の実施
- ・ ホームページを活用した情報提供の効果的な実施

平成 22 年度の業務実績

(1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及

①講演会の実施

地域のぜん息患者を対象とした講演会については、地方公共団体からの開催要望を踏まえ、5 箇所において開催した。更に、患者団体からも要望があった中国地区において、岡山県を中心として関係地方公共団体（岡山市、倉敷市、玉野市、備前市）に協力を呼びかけ追加実施した。

②講習会の実施

地方公共団体との共催により、各地域の保健師、養護教諭等を対象とした講習会を 15 箇所（10 自治体）において実施した。

③ぜん息・COPD 電話相談の実施

ぜん息患者等の個々の事例に特化した相談に応えるぜん息・COPD 電話相談室を年間を通じて設置し、約 820 件の相談に対応した。

④ぜん息児水泳記録会の実施

地方公共団体が行う水泳教室に参加しているぜん息児童等を対象に、日頃の訓練の励みとし、自己管理の啓発・継続を図ることを目的とした水泳記録会を関西地区、関東地区で開催した。

事業名	事業実施等
講演会	開催数：6 箇所（5 箇所） 参加人数：789 人（644 人）
講習会	開催数：15 箇所（12 箇所） 参加人数：1,455 人（1,104 人）
ぜん息電話相談室	相談件数：819 件（903 件）
ぜん息児水泳記録会	参加者数：345 人（参加（申込）者数：338 人）

（ ）は、平成 21 年度実績

(資料 25 平成 22 年度知識の普及事業実施状況 (資料編 P43))

⑤啓発資料、患者教育用ツールの提供等

- ・ 教育用ツール、啓発資料として機構が作成したパンフレット等を医療機関、自治体（保健所、学校）、患者個人等からの要望に応じて約 527 千部を提供した。

提供先	提供部数	活用の内容
国・地方公共団体 (保健所、学校含む)	187 千部	ソフト 3 事業の参加者に対する教育用ツール、講演会教材、学校関係者の研修用教材、環境学習、環境イベントにおける啓蒙資料
医療機関	180 千部	医療機関受診患者への患者教育・指導等
個人等	160 千部	自己管理等
計	527 千部	(環境保健分野 497 千部、環境改善分野 30 千部)

- ・ ぜん息・COPD に関する最新情報を取りまとめた生活情報誌「すこやかライフ」を年 2 回（春、秋）、各 5 万部を発行し、定期登録読者、講演会・講習会の参加者及び地方公共団体が行う事業への参加者等へ配付し、患者の療養支援に活用した。

(2) 大気環境改善に係る知識の普及

- ① 平成 21 年度に終了した「エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査」の成果を活用し、一般市民向けに、エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果を分かりやすく記載したパンフレットを作成した。

②エコドライブコンテスト事業の実施等

- ・ 環境に配慮した自動車の運転をすることにより、大気環境の改善や燃費向上、交通事故の低減につながるエコドライブコンテスト事業を、地方公共団体・産業界・トラック事業者等との連携のもとに実施し、運送業以外の業種も含めて、エコドライブの普及拡大を図った。
- ・ エコドライブコンテストにおける優良活動事業所の事例紹介等を取り入れたセミナーを地方公共団体等とともに 15 箇所で開催した。
- ・ エコドライブコンテストについては、公害健康被害予防事業としては、平成 22 年度をもって終了する。(予防事業対象地域内におけるエコドライブ普及啓発のためのセミナーの開催等は、引き続き実施する。)

③その他のイベント

- ・ エコカーワールドを環境省及び横浜市との共催で、また、エコカーフェアを神戸市との共催で実施した。予定していた名古屋、大阪、北九州でのエコカーフェアについては、公害健康被害予防事業としての参加を中止した。

- ・ 大気汚染防止推進月間のポスター図案を募集し、啓発活動を行った。
- ・ これらの事業については、行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえ、平成 22 年度をもって終了する。

事業名	事業実施等
エコドライブコンテスト事業	参加事業所数：12,224 事業所（9,733 事業所） 参加車両台数：315,114 台（146,287 台） セミナー開催：15 箇所（15 箇所）
エコカーワールド・エコカーフェア	横浜、神戸の 2 箇所 参加人数：108,000 名
大気汚染防止推進月間の啓発活動	ポスター図案募集応募数：5,262 点（7,002 点） 入賞作品展示会、駅貼り、車内広告等を実施

() は、平成 21 年度実績

(資料 25 平成 22 年度知識の普及事業実施状況 (資料編 P43))

(3) ホームページによる情報提供

- ① 「ぜん息などの情報館」及び「大気環境の情報館」のホームページを活用し、予防事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く提供した。
- ② 平成 22 年度のアクセス件数 (145,561 件) は、前年度 (136,940 件) と比較して、約 6%の増となっている。

(4) ぜん息患者等の最新のニーズを踏まえた事業の改善

行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえ、次の事業を実施した。

①NPO 法人等の知見を活用した情報発信事業の創設

地域連携によるぜん息、COPD の発症予防等情報発信事業を 2 団体で実施した。

- ・ 大阪市西淀川区における呼吸器疾病患者への呼吸リハビリテーションの実施促進・サポート事業 (財団法人公害地域再生センター)
- ・ 倉敷市における肺年齢測定・呼吸リハビリテーション等を活用したぜん息・COPD の情報提供・啓発活動 (財団法人水島地域環境再生財団)

※上記のほか、横浜市民呼吸器フォーラム「せきと息切れ・あなたの肺は大丈夫？」(横浜みなと赤十字病院) の実施を予定していたが東日本大震災の影響を考慮して取りやめた。

②専門医との相談、交流の機会の提供

- ・ 日本小児アレルギー学会との共催による市民公開講座を開催した。

実施日 : 平成 22 年 12 月 4 日 (土)

開催場所 : パシフィコ横浜

テーマ: 「ガイドラインに基づく子どものぜん息・アレルギー疾患治療の最前線」

実施内容：第1部「講演」

ぜん息などのアレルギー疾患に関する最新情報を専門医が講演

第2部「パネルディスカッション」

参加者から寄せられた日常生活の留意点等に関する質問について、

3名のアレルギー専門医がディスカッション形式で回答

③就学期のぜん息患者のサポート

- ・ 文部科学省、財団法人日本学校保健会と連携し、ぜん息等をもつ児童・生徒及び養護教諭等を対象としたぜん息フォーラムの開催を計画し、平成23年3月27日の開催を予定していたが、東日本大震災の影響を考慮し、延期した。

(5) 事業参加者へのアンケート

知識普及事業参加者5,314名に対するアンケート調査を行った。回答率は76.4%、回答者(4,062名)の90.9%から上位2段階までの評価を得た。

((資料25)平成22年度知識の普及事業実施状況(資料編P43))

自己点検結果

(1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及

講習会・講演会の開催、啓発資料の提供及び電話相談室の開設等を通じ、ぜん息等の予防・管理に関する適正な知識の普及、患者の自己管理支援に貢献することができた。実施した全ての事業について、アンケート有効回答者のうち80%以上の方から上位2段階までの評価を得ている。参加者アンケートを通じて得られた要望等は、今後の事業に適切に反映していく。

(2) 大気環境改善に係る知識の普及

- ・ エコドライブコンテストについては、事業所数、車両台数とも前年を上回る参加を得、エコドライブに関する関心及び取り組みの重要性の認識を高めた。また、エコドライブ活動実施前後の比較では、コンテスト応募事業所全体の燃料削減量等から、概算で約122,000kgのNOx削減効果があったものと推計された。
- ・ エコドライブセミナーについては、前年度のセミナーで要望のあったエコドライブ優良活動事例の紹介を取り入れて15箇所を実施し、大気環境改善対策としてのエコドライブの普及を図った。アンケート有効回答者のうち80%以上の方から上位2段階までの評価を得ている。

(3) ホームページによる情報提供

「ぜん息などの情報館」及び「大気環境の情報館」のホームページを活用し、予防事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く提供した。

平成23年度は、行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえ内容の見直し

を行うとともに、「大気環境の情報館」を「ぜん息等の情報館」と統合する予定である。

(4) ぜん息患者等の最新のニーズを踏まえた事業の改善

- ・ ぜん息患者等の最新のニーズの把握に引き続き努めるとともに、事業の改善に向けた取り組みを進める。
- ・ 東日本大震災の影響を考慮し延期した事業については、平成 23 年度に実施する予定である。

<平成 23 年度に実施又は検討予定の事業>

①専門医への相談・交流機会の確保

- ・ 日本小児科学会との連携による市民公開講座の開催
- ・ 日本小児アレルギー学会との連携による市民公開講座の開催

②就学期のぜん息患者のサポート

- ・ 文部科学省、教育機関等との連携によるぜん息等をもつ児童・生徒のためのフォーラムの実施

③高齢患者に対する事業メニューの充実化

- ・ 地域の介護施設、訪問看護ステーション等に対する出張型講演会・講習会の実施

④COPD に対する認知度の向上等

- ・ COPD の予防、早期発見に関する啓発資料等の作成

5. 研修の実施

平成 22 年度計画の概要

- 地方公共団体の各事業従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施。
- 研修ニーズを把握し、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 受講者のニーズや専門家の意見を盛り込み、研修を充実化

平成 22 年度の業務実績

(1) 研修の実施

地方公共団体が実施するソフト 3 事業の従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、以下の研修を実施した。

研修コース名		受講者数
環境 保健 研修	初任者研修	65 人 (65 人)
	機能訓練研修	54 人 (69 人)
	保健指導研修 (小児・成人)	114 人 (139 人)
	予防事業フォローアップ研修	25 人 (57 人)
	呼吸リハビリテーション指導者養成研修 (新規)	19 人 (一 人)
	ぜん息患者教育スタッフ養成研修 (新規)	71 人 (一 人)
環境改善研修		88 人 (74 人)
計		436 人 (404 人)

() は平成 21 年度

- ・ 環境保健研修は、前年度の受講者アンケートにおけるニーズ等を踏まえ、スパイロメーター(肺の換気機能を調べる機器)による呼吸機能の測定、在宅酸素療法の実演、長期管理薬等の吸入指導等を取り入れるとともに、研修の到達目標を設定し、受講者の習得度を把握する取り組みを試行的に実施した。

また、研修毎に各自治体の事業実施内容をまとめた事例集を作成し、研修生間での情報の共有化を図り、グループ討議や情報交換を促進した。

- ・ 環境改善研修は、前年度の受講者アンケートにおけるニーズ等を踏まえ、平成 21 年に環境基準が設定され測定局の整備が始まる PM2.5 や大気汚染物質の健康影響等について最新の動向や知見等を取り上げ、また、自治体の事例発表等をカリ

キュラムに取り入れる等、内容を見直して実施した。

(2) 行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえた事業の改善

患者団体、関連学会の医学専門家、地方公共団体等のニーズを踏まえ、地域のコメディカルスタッフ（看護師、薬剤師、理学療法士、保健師等）を対象とする次の研修を新たに実施した。

- ・ 地域において COPD 患者の療養指導に携わる理学療養士等を養成する「呼吸リハビリテーション指導者養成研修」
- ・ ぜん息患者の長期管理をサポートする人材を養成するための「ぜん息患者教育スタッフ養成研修」

(再掲)

研修コース名	受講者数
呼吸リハビリテーション指導者養成研修（新規）	19 人
ぜん息患者教育スタッフ養成研修（新規）	71 人
計	90 人

(3) 事業参加者へのアンケート

研修事業参加者 436 名に対するアンケート調査を行った。回答率は 83.0%、回答者(362 名)の 96.1%から上位 2 段階までの評価を得た。

(資料 26 平成 22 年度研修事業実施状況 (資料編 P50))

自己点検結果

- ・ 実施したすべての研修において、参加者の 80%以上の方から上位 2 段階までの評価が得られた。
- ・ 平成 23 年度の健康被害予防事業従事者向け研修は、平成 22 年度に得られた研修生アンケートや医学専門家等で構成する検討委員の意見を踏まえ、研修カリキュラムの策定を行うとともに、ソフト 3 事業に従事する指導員の育成の強化に向けた研修コースを新たに計画する予定である。また、研修計画全体を関係者に早期に提示し、検討・参加を働きかける。
- ・ また、平成 22 年度から新たに実施したぜん息・COPD の患者教育、訓練指導等に関わる地域のコメディカルスタッフ等を対象とした研修は平成 23 年度も継続して実施する。

6. 助成事業

平成 22 年度計画の概要

- 環境保健分野に係る助成事業については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化。
- 事業内容については、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図る。
- ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査について、本格調査を実施、結果の取りまとめ。
- 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業を実施。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業への重点化

平成 22 年度の業務実績

(1) 環境保健分野に係る助成事業

- ① 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト 3 事業を優先的に採択し、健康相談事業 50 百万円 (46)、健康診査事業 148 百万円 (144)、機能訓練事業 240 百万円 (235)、ソフト 3 事業計 438 百万円 (426) の助成を行った。

() は平成 21 年度

(単位：人)

事業名等		平成 21 年度	平成 22 年度
健康相談事業	相談参加人数	8,980	8,978
健康診査事業	指導対象リスク児数	156,769	166,097
機能訓練事業	事業参加延べ人数	32,395	34,065
合 計		198,144	209,140

- ② 行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえ、事業の種類及び規模ごとの定額助成の基準額を設定、交付要綱を改正し地方公共団体へ周知した。

ア. 事業の種類及び規模ごとに基準額を設けることに係る方向性に関する地方公共団体向け説明会を開催

- ・ 関東地区：平成 22 年 11 月 1 日
- ・ 関西地区：平成 22 年 11 月 2 日

イ. 基準額の具体的な内容に関する地方公共団体向け説明会を開催

- ・ 関東地区：平成 23 年 1 月 25 日
- ・ 関西地区：平成 23 年 1 月 27 日

ウ. 助成金交付要綱を改正

- ・ 改正 平成 23 年 3 月 23 日
- ・ 地方公共団体への通知 平成 23 年 3 月 28 日

(2) 環境改善分野に係る助成事業

- ① 最新規制適合車等代替促進（助成）事業について 17 百万円（9）、大気浄化植樹（助成）事業について 7 百万円（2）の交付決定を行った。

（ ）は平成 21 年度

- ② 行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえ、最新規制適合車等代替促進（助成）事業については、平成 22 年度限りで廃止した（ただし交付決定内定済みのものは経過措置として実施。）。

- ・ 地方公共団体への通知：平成 22 年 8 月 4 日
- ・ 平成 22 年度に当該事業に係る交付決定を行った地方公共団体に対する個別説明：平成 22 年 8 月 10 日～平成 22 年 9 月 1 日

（資料 18 平成 22 年度ソフト3事業等実施状況（資料編 P22））

自己点検結果

- ・ 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業に重点化して実施した。引き続き、自治体と連携して、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復に対応していく。
- ・ 公害健康被害予防事業としての役割が低下してきている最新規制適合車代替促進（助成）事業を廃止する等、事業の見直しを行った。廃止にあたっては、その方針を平成 22 年 8 月に助成対象地方公共団体に通知するとともに、本年度、同事業について交付決定を行った地方公共団体の担当部局へ個別に説明し、協力・理解を得ることができた。
- ・ 事業の種類、規模ごとの定額の基準額の設定にあたっては、自治体への説明会を複数回開催する等、設定の経緯や考え方について、途中段階を含めて細かく説明することにより、事業の縮小を招くことのないように努め、関係自治体の理解を得ることができた。

地球環境基金事業

1. 助成事業に係る事項

平成 22 年度計画の概要

- 助成継続年数は、3 年間で限度とし、特段の事情がある場合でも 5 年を超えないこととする。
- 地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うとともに、助成金募集に係る説明会を開催。
- 助成対象は、国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、海外の助成対象地域については、アジア太平洋地域を中心とする地域に重点化。
- 地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施。
- 助成金の支給に当たり、支払申請書受付から支払までの 1 件当たりの平均処理期間は 4 週間以内。
- 第三者による委員会等により、助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査し、結果を公表。
- 助成した事業の成果について、事後評価を実施。
- 平成 21 年度評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針へ反映。
- 募集時期の早期化を図るとともに、助成案件の内定及び交付決定通知について、平成 20 年度の水準（それぞれ 4 月 15 日、7 月 2 日）を維持。
- 募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにするほか、助成金募集に係る説明会を開催。
- 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 情報提供の強化等による助成事業対象者の利便性の向上
- ・ 助成事業に関する周知・広報の強化

平成 22 年度業務の実績

(1) 助成先の固定化の回避

平成 22 年 4 月 5 日に開催した地球環境運営委員会の審議を経て、4 月 13 日に平成 22 年度の助成案件を内定、7 月 2 日に 153 件の交付決定を行った。

- ① 平成 22 年度助成において、3 年を超える継続案件は採択しなかった。さらに、助成対象の裾野を広げるため、発展助成を 36 件採択した。
- ② 平成 23 年度募集案内においても、一つの活動に対する助成継続年数は原則として 3 年以内とする旨明記するとともに、発展助成を募集した。

<平成 21～23 年度地球環境基金助成金応募状況> (単位：件、百万円)

年度	一般助成		発展助成		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 21 年度	288	1,682	220	759	508	2,441
平成 22 年度	280	1,251	189	576	469	1,827
平成 23 年度	254	1,119	159	499	413	1,618

<平成 21～23 年度地球環境基金助成金実施状況> (単位：件、百万円)

年度	一般助成		発展助成		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 21 年度	129	432	39	81	168	513
平成 22 年度	117	425	36	85	153	510
平成 23 年度	125	442	37	90	162	532

※金額について、平成 21 年度は確定値、平成 22 年度は交付決定値、平成 23 年度は内定値である。

- ③ 環境 NGO・NPO の数が多い地域及びこれまで一度も説明会を実施していない地域や助成実績が少ない地域を対象に、地球環境基金主催及び他の助成金運営団体と共同で助成金説明会を以下のとおり開催した。

<助成金説明会開催状況>

開催方法	開催場所
地球環境基金主催 7 箇所 (地球環境パートナーシッププラザ、地方環境パートナーシップオフィスと連携)	釧路市 (12/4)、青森市 (12/23)、船橋市 (11/25)、渋谷区 (12/2)、大阪市 (12/13)、松山市 (11/21)、那覇市 (12/15)
他の助成金運営団体と共同実施 8 箇所	札幌市 (10/30)、仙台市 (9/11)、千代田区 (9/4)、新潟市 (9/5)、神戸市 (10/23)、広島市 (8/28)、熊本市 (9/14)、鹿児島市 (9/15)

(2) 助成事業の重点化等

- ① 平成 22 年度助成について、助成専門委員会 (平成 22 年 3 月 10 日) において国の政策目標等を勘案して策定された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) に関連する活動等の生物多様性保全、地球温暖化防止等の重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行った結果、重点配慮事項の対象活動は 153 件中 124 件 (81.0%) となった。

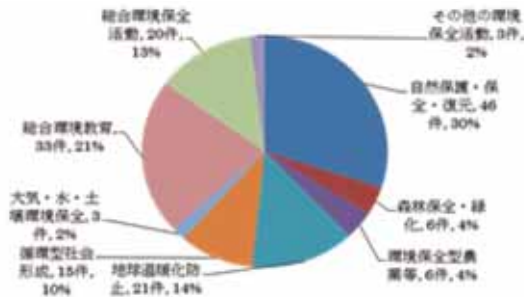
また、海外の助成活動 27 件については、アセアン等のアジア太平洋地域での活動に重点化し、この地域における助成活動は 22 件 (81.5%) となった。

- ② 平成 23 年度助成について、助成専門委員会 (平成 22 年 10 月 26 日) において国

の政策目標等を勘案し、地球温暖化防止等の分野に加え、2012年6月に開催予定の持続可能な開発に関する国連会議「リオ+20」に向けた活動及びCOP10のフォローアップに関する活動に特に重点化すること等重点配慮事項を決定した。

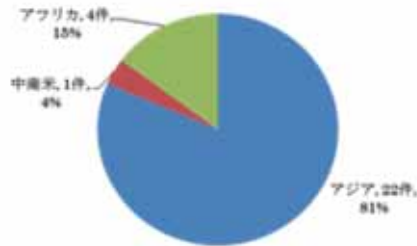
<参考>

平成22年度助成事業分野別件数



助成件数：153件

平成22年度助成事業海外助成件数



海外助成件数：27件

(資料27 地球環境基金助成金の推移 (資料編 P51))

(資料28 平成22年度助成金重点項目別助成件数・金額 (資料編 P52))

(資料29 平成22年度助成金海外助成件数・金額 (資料編 P53))

(資料30 平成23年度地球環境基金助成金交付要望に当たっての重点配慮事項 (資料編 P54))

(3) 助成事業に関する評価の実施

- ① 平成21年度に一般助成3年目となる知識の提供・普及啓発を行う活動で環境教育分野を中心とする5件の活動について事後評価を実施し、第2回評価専門委員会(平成22年9月13日)で評価結果を取りまとめ、評価対象団体にフィードバックするとともに、評価結果の概要を9月16日に機構ホームページで公表した。

<平成21年度事後評価結果>

	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
件数	3	0	2	0	0

- ・ 評点A ⇒極めて高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・ 評点B ⇒ある程度高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・ 評点C ⇒普通の水準・状況・結果である。
- ・ 評点D ⇒やや不満足な水準・状況・結果である。
- ・ 評点E ⇒極めて不十分な水準・状況・結果である。

- ② 第2回評価専門委員会(9月13日)において、平成21年度事後評価の結果を踏まえ、助成専門委員会に対し、平成23年度助成金交付要望に当たっての提言を取りまとめ、機構ホームページで公表した。

<助成専門委員会への提言の概要>

提言内容		平成 23 年度募集案内への反映
1	活動のプロセスや達成度について外部の専門家等の支援・助言を受けることが望ましい。	要望審査の観点の中で、実施の確実性に関する事項において、「活動のプロセスや達成度について、その向上を図るための具体的な仕組みができている場合」は加点要素とすることを明記した。
2	活動の成果は必要に応じ外部の専門家等の検証を受け、専門的・客観的に取りまとめ、広く社会に還元するとともに、今後の活動に反映させることが重要である。	要望審査の観点の中で、活動の効果に関する事項において、「活動成果の把握・活用等についての具体的な仕組みができている場合」は加点要素とすることを明記した。

- ③ 平成 22 年度の事後評価について、第 1 回評価専門委員会(6 月 29 日)において、活動形態が知識の普及・啓発活動で活動分野が主に地球温暖化防止の分野の中から 5 件を評価対象活動として選定し、平成 22 年 11 月～平成 23 年 2 月までの間に事後評価を実施した。
- ④ また、助成団体に対し、毎年度活動終了時に自己評価シートの提出を求め確認を行っているほか、助成活動報告会を開催(11 月 27 日、28 日)し、一般助成の中間年(2 年目)の全ての助成団体が活動報告を行い、評価専門委員を中心とするアドバイザーや他の助成団体等からより効果的な活動となるようアドバイスを行った。
- ⑤ さらに、平成 18 年度から 20 年度に 3 年間継続して一般助成を受けた団体について、助成事業実施後の活動状況についてフォローアップ調査を実施し、回答のあった 59 団体の調査結果は、以下のとおりである。

回答項目		件数	割合
1)	活動の継続状況(助成をうけた当時の規模内容が同等以上)	44 件	80.0%
2)	団体に対する行政や企業、住民等の信頼感が増した	41 件	69.5%
3)	団体内の人材育成や活動を続ける自信につながり、組織が活性化した	33 件	55.9%
4)	他団体とのネットワークが構築された	36 件	61.0%

※設問項目によって回答なしを除いた「有効回答数」で割合を表示。

また、助成活動の実施により、行政や企業と協働できる環境 NGO・NPO が育ってきており、例えば次のような成果があげられた。

ア.(特非)ハンガーフリーワールド(東京都)は、ルワンダ国における降雨量の減少、森林伐採による農業への影響を改善するため、女性グループを組織し、環境教育と植林活動を実施。育苗や樹木管理手法を地域住民や学校教員へ研修、

技術移転を行い、自立できる体制が整備された。

- イ. (特非) 小笠原野生生物研究会(東京都)は、小笠原本来の森林の植生、景観の回復と絶滅危惧種の保全に向け、外来種の駆除(800本)、固有種シマホルトノキやヒメフトモノ等4種の育苗、移植(786本)を行い、7割の活着(残り3割はヤギによる食害の影響)を確認するとともに、観察路等を整備し、管理体制を整えた。外来種駆除が世界自然遺産への登録申請における条件となっており、本活動の実施によりその一翼を担うことができた。

(資料31 平成21年度事後評価結果及び平成22年度事後評価実施状況(資料編P56))

(4) 利用者の利便性の向上

- ① 平成22年度助成について、内定を平成22年4月13日に、交付決定を同7月2日に行った(参考:平成21年度:内定4月14日、交付決定7月2日)。

- ② 支払申請における助成団体の事務の効率化等を図るため、Excelマクロファイルを提供するとともに、機構ホームページで公開した(利用率:72.5%)。

なお、Windows7及びMicrosoft Office Excel 2010に対応したファイルを作成し、平成23年1月に機構ホームページで提供した。

- ③ 平成23年度の募集案内について、前年度より3週間早く10月26日に助成専門委員会を開催し、前述の重点配慮事項の決定とともに、助成金上限単価等の見直しを行い、平成22年11月4日(平成21年度:平成21年11月25日)に作成し、配布するとともに、機構ホームページに掲載した。

また、各種様式や助成団体の活動状況などを機構ホームページで逐次掲載するほか、環境NGO・NPO向け融資情報を更新するとともに、地球環境基金以外の環境分野の助成金制度についても整理・更新し、提供した。

- ④ 支払申請に係る事務処理について、厳正な審査を実施しつつ事務手続きの効率化を図った。

<平成21年度、22年度支払申請に係る事務処理日数>

年度	平均日数	年度	平均日数
平成21年度	26.12日	平成22年度	25.41日

- ⑤ 平成22年度地球環境基金助成金の手引きについて、助成対象経費の区分、上限単価にかかる項目や留意事項などの記述を分かりやすく見直すとともに、よくある質問集をとりまとめ巻末に掲載した。

(資料32 助成金支払申請Excelマクロファイルの概要(資料編P57))

自己点検結果

(1) 情報提供の強化等による助成事業対象者の利便性の向上

支払申請用 Excel マクロファイルの提供により、助成団体の事務処理の効率化に大きく寄与することができた。また、このファイルの利用が機構の事務の効率化にもつながった。今後も助成団体の利用を高めるとともに、使い勝手のよいファイルとなるよう修正を図っていく。

(2) 助成事業に関する周知・広報の強化

地球環境基金についての理解を深めるため、早期に募集案内を決定、公表することにより、全国各地で助成金説明会を実施し、周知・広報を行うことができた。引き続き広報の充実強化に努める。

(3) 事後評価結果の反映等

平成 21 年度事後評価結果を踏まえ、平成 23 年度募集案内の要望審査の観点（審査基準）に追加要素となる事項として反映させた。

また、地球環境基金助成事業の実施後、活動の実施に自信を持ち、継続した活動を行う環境 NGO・NPO も多く、行政や企業との協働ができる環境 NGO・NPO が育っており、助成活動の実施による着実な成果も上げられている。

今後も地球環境基金事業の実施を通じて、環境 NGO・NPO による環境保全活動を一層支援していく。

2. 振興事業に係る事項

平成 22 年度計画の概要

- 調査事業は、国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業の講座等を活用し、民間団体等のニーズ調査を行う。
- 研修事業は、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化。
- 受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち 80%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けて改善。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 環境 NGO・NPO の活動状況を詳細に把握し、情報提供すること
- ・ 環境 NGO・NPO のニーズや参加のしやすさに配慮した研修・講座の見直し

平成 22 年度業務の実績

(1) 環境 NGO・NPO の活動状況の把握

環境 NGO・NPO の活動状況をより詳細に把握し、国・地方公共団体、環境 NGO・NPO 及び環境保全活動の参加を希望する者やこれらの活動を支援する団体等に情報を提供するため、地方環境パートナーシップオフィスを運営する中間支援組織等の協力を得て、平成 21 年度より 3 年計画で環境 NGO・NPO の活動状況調査を実施している。

平成 22 年度は、関東甲越ブロックを対象に調査を実施し、2,186 件から回答を得ることができた。

また、平成 21 年度調査分（北海道、中国、四国、九州ブロック）については、データベースを修正し、機構ホームページ NGO・NPO 団体情報コーナーで公開した。

(2) 研修・講座の実施

- ① 平成 21 年度の研修・講座参加者の意見・要望、参加者数等を踏まえ、公認会計士、社会保険労務士等の専門家を NGO・NPO の事務所に派遣して研修を行う「組織運営出前講座」と集合研修である「環境保全に取り組む NGO・NPO 運営講座」を統合し、また、海外派遣研修について「活動体験コース」と「実践手法スタディコース」を統合した。

これにより、平成 22 年度は、16 講座について企画募集を行い、優れた企画提案のあった 12 研修・講座を決定し、実施した。

海外派遣研修

インド・チリカ湖での環境学習の様子



- ② 研修・講座の実施概要を機構ホームページで公開し、研修・講座に参加できなかった者にも情報提供を行った。
 - ③ 研修・講座参加者のアンケート調査における「有意義であった」との回答は、98.6%と高い評価を得た。
 - ④ 各研修・講座の参加者に対し研修ニーズの把握を行うとともに、研修・講座運営団体の担当者を一堂に会したミーティング(平成23年1月19日)を行い、課題の抽出、意見・要望等を聴取した。これら研修・講座に係るニーズ・提案等を参考にし、平成23年度の研修・講座計画を立案した。
- (資料33 平成22年度研修・講座実施状況(資料編P58))
- (資料34 平成22年度研修・講座参加者アンケート結果及び研修・講座運営団体からの意見・要望等(資料編P59))

自己点検結果

(1) 環境NGO・NPOの活動状況の把握

2年目となった環境NGO・NPOの活動状況に関する調査について、地方環境パートナーシップオフィス運営団体等の協力を得て、関東甲越ブロックのデータ2,186件を収集することができた。平成21年度調査分は機構ホームページで既に公開しており、関東甲越ブロックのデータも早期に公開する予定である。

(2) 研修・講座の実施

4月に研修・講座計画を公表し、早期に企画募集等を行うことができた。しかし、募集した16講座に対し、優れた企画提案がなかった4講座については、実施しなかった。

効果的な研修・講座を実施するために、研修・講座参加者からの研修ニーズを把握・分析し、さらに研修・講座運営団体の担当者とのミーティングを経て、運営上の課題、意見、要望等を把握した。これらの中で出された研修効果を高める提案を参考に、平成23年度研修・講座計画を立案した。今後も、受講者、運営者の意見・要望を把握し、研修・講座事業を実施していく。

3. 地球環境基金の運用等について

平成22年度計画の概要

- 地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる積増しを図る
- 地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める

平成22年度の重点事項

- ・ 地球環境基金についての広報活動の強化
- ・ 既存寄付者に対する報告・感謝の充実

平成22年度業務の実績

(1) 広報募金活動等

環境省等との連携の強化等により、広報募金活動の充実・強化を行った。

①地球環境基金の広報

- ・ 地球環境基金のニュースレターである地球環境基金便り第29号を9月に、第30号を3月に発行した（各3万5千部）。
- ・ 東京新聞の協力を得て、国際生物多様性の日の前日（平成22年5月21日）に記事広告を行った。また、「公営国民宿舎ガイド」（平成22年6月発行）に広告の掲載を行った。
- ・ エネルギー環境学習見学施設にパンフレット等設置の協力を依頼し、23施設からの協力を得た。また、（財）国民公園協会の協力で皇居外苑、新宿御苑、京都御苑にパンフレット等の設置を行った。
- ・ 子ども霞が関見学デー、環境デーなごや、ウインターリゾート2011、エコプロダクツ2010へブース出展を行った。



東京新聞(平成22年5月21日)広告掲載

②募金方法及び募金箱の設置の拡大

- ・ セゾンカード・UCカードの永久不滅ポイントによる寄付先となった。（平成22年5月より）
- ・ クレジットカード（VISA、Master）を利用した寄付方法を導入した。（平成22年7月より）
- ・ ブックオフオンラインの「ボランティア宅本便」の寄付先となり、不要になった本やCDで寄付のできる「本de寄付」を開始した。（平成23年3月より）
- ・ 東急スポーツオアシス創立25周年を記念したご寄付を得るとともに、募金箱

の設置（全国 32 店舗）についても協力を得た。

③既存寄付者に対する報告・感謝の充実

- ・ 寄付額が一定の基準を満たした寄付者に対して、感謝状（20 件）を発行した。
- ・ 手書きのメッセージ入りサンクスカードを添えて領収書を発送をした。
- ・ お香典からのご寄付に対して、お礼状を作成した。
- ・ 継続・高額寄付者に対して理事長及び担当理事が御礼のための訪問（18 件）を行った。

④ホームページの充実

「本 de 寄付」の紹介、広報誌の読者アンケートフォーム、エコアイデアコンテストの紹介ページ、お香典からのご寄付に対するお礼状発行の案内等を新規に作成した。

⑤寄付額

平成 22 年度における寄付額は 81,794 千円となり、平成 21 年度の寄付額(85,179 千円)には至らなかったが、寄付件数は過去 10 年間の中で最多となった。

<寄付額の推移>

(単位：千円)

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
寄付額	51,418	68,633	76,598	85,179	81,794

<地球環境基金造成状況>

(単位：件、百万円)

区 分	政府出資金		民間等出えん金		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 5～11 年度	11	6,400	2,913	4,181	2,924	10,581
平成 12 年度	2	2,500	883	8	886	2,508
平成 13 年度	3	500	690	18	692	518
平成 14 年度	0	0	475	13	475	13
平成 15 年度	0	0	392	13	392	13
平成 16 年度	0	0	877	15	877	15
平成 17 年度	0	0	372	14	372	14
平成 18 年度	0	0	665	51	665	51
平成 19 年度	0	0	738	69	738	69
平成 20 年度	0	0	566	77	566	77
平成 21 年度	0	0	632	85	632	85
平成 22 年度	0	0	893	82	893	82
累 計	16	9,400	10,096	4,626	10,112	14,026

(資料 35 広報募金活動の取組状況 (資料編 P60))

(2) 基金の運用状況

地球環境基金の運用方針に基づき、以下の運用を行った。

種類	金額(百万円)	利率(%)	預入日	期間
財政融資預託金	1,000	1.1	平成22年7月28日	10年
〃	70	1.1	平成22年7月29日	10年

(資料36 地球環境基金の運用方針について(資料編P61))

自己点検結果

地球環境基金の知名度を上げるための広報活動の強化に努めた結果、過去10年間の中で最高の寄付件数を得ることができた。しかし、寄付総額は昨年度より減少したことから、今後更に新規寄付者の開拓に努める必要があると考えられる。この点も含め、今後とも、広報・募金活動の強化を図って行きたい。

また、地球環境基金の運用については、今後とも、安全かつ有利な運用を行う。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

平成 22 年度計画の概要

- 助成対象事業の実施状況等をホームページにおいて公表

平成 22 年度の重点事項

- ・ PCB 廃棄物処理のための助成の適正な実施と情報公開

平成 22 年度業務の実績

(1) PCB 廃棄物処理基金軽減事業への助成及び実施状況の公表

中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用の軽減のための助成金交付(軽減事業)を実施し、四半期ごとの実施状況を以下のとおり機構ホームページで公表した。

- ・ 8 月、11 月、2 月及び 5 月(交付対象件数及び処理台数を公表)

(2) PCB 廃棄物処理基金振興事業への助成及び実施状況の公表

平成 22 年度の PCB 廃棄物の処理に関する研究促進のための助成金交付(振興事業)を実施し、実施状況を機構ホームページで公表した。

- ・ 研究テーマ:「実際の PCB 廃棄物を使用した気化溶剤循環抜油・洗浄の実証試験」

<参考-1:平成 21 年度及び平成 22 年度軽減事業、振興事業の実績> (単位:千円)

区分	平成 21 年度			平成 22 年度		
	件数	台数	金額	件数	台数	金額
軽減事業	2,776	6,314	1,159,560	2,941	7,684	1,464,243
振興事業			37,833			79,800

<参考-2:拠出状況>

(単位:百万円)

年度区分	国	都道府県	民間出えん金
平成 13~17 年度	10,000	10,000	481
平成 18 年度	2,000	2,000	0
平成 19 年度	2,000	2,000	0
平成 20 年度	2,000	2,000	0
平成 21 年度	2,000	2,000	0
平成 22 年度	2,000	1,861	0
累計額	20,000	19,861	481

(資料 37 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金業務について (資料編 P62))

(資料 38 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金の運用方針について (資料編 P64))

自己点検結果

PCB 廃棄物処理基金に係る軽減事業及び振興事業への助成について、環境大臣が指定する事業者からの申請に基づき、適正に審査して実施するとともに、交付状況について機構ホームページで公表した。

今後も適正な助成金の交付を実施するとともに、交付状況を機構ホームページで公表する。

<維持管理積立金の管理業務>

平成22年度計画の概要

- 安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用
- 本積立金の積立者に対し、運用利息額等を定期的に通知

平成22年度の重点事項

- ・維持管理積立金の適正な管理及び取戻し状況に応じた適切な運用

平成22年度業務の実績

(1) 維持管理積立金の適切な運用

維持管理積立金について、運用方針に基づき、最終処分場の埋立て終了等に伴う取戻しの状況に応じ安全性の確保を最優先に以下の運用を行った。

<維持管理積立金運用状況>

種 類	額面金額（百万円）	利回り（％）	購入日	償還日
利付国債	11,200	0.24	H21.9.30	H23.10.15
利付国債	15,000	0.633	H21.10.16	H26.9.20
国庫短期証券	14,000	—	H22.6.21	H23.6.20
計	40,200	—	—	—

(2) 維持管理積立金の適正な管理

維持管理積立金積立者に対して預り証の発行を行うとともに、最終処分場設置の許可権者（91団体）に対し積立て及び取戻し状況通知書を発行した。

また、維持管理積立金積立者に対し、運用利息の通知を行い、利息払渡し請求書に基づき利息の払渡しを行った。

さらに、平成22年度の維持管理積立金について、許可権者からの算定通知が送付され次第、最終処分場設置者に払込通知を送付した。

<維持管理積立金の積立て及び取戻し状況>

(単位：千円)

年 度 区 分	積 立		取 戻 (△)		残 高
	件数	金額	件数	金額	金額
平成 16 年度	74	1,457,116	2	3,420	4,902,901
平成 17 年度	81	1,850,226	2	41,072	6,712,055
平成 18 年度	1,017	14,154,352	5	152,275	20,714,132
平成 19 年度	1,131	14,322,505	26	717,530	34,319,107
平成 20 年度	873	9,599,712	35	779,001	43,139,818
平成 21 年度	837	6,879,808	56	1,031,740	48,987,886
平成 22 年度	793	8,318,017	52	635,473	56,670,430

(資料 39 維持管理積立金業務について (資料編 P65))

(資料 40 維持管理積立金の運用方針について (資料編 P66))

自己点検結果

維持管理積立金の積立て及び取戻し並びに利息額の算定通知及びその払渡しについて、適正な管理を行うとともに、安全性の確保を最優先とした運用計画に基づく資金運用を行うことができた。

今後も引き続き事務処理手順の更なる合理化を図るとともに、安全性の確保を最優先とした資金運用に努める。

石綿健康被害救済業務

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施

平成 22 年度計画の概要

- アンケート調査等により、広報効果を把握した上で、計画的に広報を実施。
- 指定疾病の追加の実施に必要な広報を適切に実施。その際、関係省庁、都道府県、市町村、関係団体等医療関係者等とも連携を図る。
- 広報活動におけるアンケート調査等により、効果測定を実施し、広報活動に役立てる。
- 無料電話相談や相談窓口での説明、現地相談会を引き続き適切に実施。
- 指定疾病追加に伴い、手引きの作成・配布、保健所等受付担当者への説明、研修、必要な情報をホームページへ掲載。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 政令改正による指定疾病追加についての集中的な広報・広告の実施
- ・ 医師等への広報を着実に実施
- ・ 住民相談会、リスティング広告、交通広告の拡充

平成 22 年度業務の実績

平成 22 年度は、前年度までの広報活動とその効果を踏まえ広報実施計画を定め、以下のような広報、相談を行った。

(資料 41 石綿健康被害救済制度平成 22 年度広報実施計画 (概要) (資料編 P67))

(1) 政令改正施行日 (7 月 1 日) に向けた広報・周知

政令改正による指定疾病追加について周知を図るため、改正政令施行日である 7 月 1 日に合わせ、集中的に広報・広告の実施を図った。

①新聞による広報 7 月 1 日に一斉に広告掲載

全国紙 3 紙、地方紙 5 紙で実施

②改正政令施行に対応したパンフレット・手引き等の改訂・作成し集中的配布

保健所説明会 (6 月実施) において配布

(2) 医師・医療機関向けの広報の着実な実施

申請の契機となることの多い、医師等への広報を着実に実施するため、以下のような広報活動を実施した。

①専門医療系雑誌への広報

指定疾病の診療に関係の深い 5 誌で実施

②医学会のセミナーにおける広報

専門医を対象としたセミナー (5 箇所) において診断についての講義に併せ、制度を紹介

③自治体主催の医師・医療機関向け研修会への講師派遣

3自治体において実施

④パンフレット・手引き等の改訂・作成、集中的配布

指定疾病にかかる診断書を作成したことのある実績のある病院や主要病院 1170 箇所へ送付

(3) 効果的な広報媒体を使った広報・広告の実施

きめ細かな制度周知を図るため、昨年度試行した広報・相談について、その効果を踏まえ、今年度も以下のように実施した。

①各地での住民相談会

保健所説明会に合わせ 3 箇所で開催、相談者 25 名（前年度比 5 倍）に対応（昨年度：2 箇所、5 名）

②インターネットのリスティング広告の実施

機構ホームページに誘導するため、検索エンジンでのリスティング広告、情報サイトでのバナー広告を実施

③交通広告の実施

JR 東日本における新幹線車内字幕文字広告（昨年度からの継続実施）や映像を活用した広告トレインチャンネルなど新しい手法で実施

④特定業種に向けた広報

引き続き、患者発生数の比較的多い業種向けの広報周知活動を実施

・特定業種向け雑誌・専門新聞（7 誌）に広告を掲載

・（社）全国産業廃棄物連合会の協力による県廃棄物協会の研修会における制度周知の機構職員の講演を 4 箇所で開催

・各業界団体等 2 箇所で開催、制度周知の機構職員の講演を実施

（資料 42 平成 22 年度広報実績一覧（資料編 P69））

(4) 広報の効果

① 政令改正施行日に向けた広報活動により、7 月のフリーダイヤルの問合せ件数が 1,164 件と増加した（6 月 628 件）。

（資料 43 平成 22 年度機構フリーダイヤル件数集計結果（資料編 P72））

② 同じく 7 月のホームページアクセス件数は 6,619 件（6 月 5,310 件）で増加している。年間でも 66,708 件（前年 63,180 件）、前年比 5.5%の増となっている。

なお、ホームページについては、被認定者（療養者）アンケートにおいて救済制度を知った経緯を聞いたところ、ホームページをあげた方が全体の 11.3%を占めており、救済制度への申請にも一定の効果があった。

(資料 44 機構ホームページ中「アスベスト（石綿）健康被害」のページアクセス数の推移（資料編 P74）

(資料 45 アンケート調査結果概要（平成 22 年度）（資料編 P75）

③ 医師、医療機関向け広報については、申請のうち、医学的資料が揃い、1 回の医学的判定で認定されるものの比率がここ数年増加傾向にあり、一定の周知効果が上がっていると見られる。（療養中の方 22 年度 52.2%、21 年度 51.3%、20 年度 49.1%）

④ リスティング広告・バナー広告を行った期間、これらの広告を経由したアクセスは全体の 10~20%程度を占めており、効果があった。

(資料 46 広報の効果測定について（資料編 P77）

⑤ 機構への電話問い合わせのうち、問い合わせのきっかけとなった広報媒体を聞くと、インターネット（ホームページ）88 件・交通広告（新幹線字幕）10 件、雑誌 15 件あり、一定の効果があったと見られる。

(資料 43 平成 22 年度機構フリーダイヤル件数集計結果（資料編 P72）

(資料 47 平成 22 年度電話相談総件数（資料編 P78）

自己点検結果

- ・ 政令改正施行日（7 月 1 日）に向け、新聞等により集中的に広報・広告を実施し、フリーダイヤルの問合せ件数やホームページのアクセス件数が増加しており、一定の効果が認められた。
- ・ 医師、医療機関向けの広報・周知は、セミナーや雑誌広告で地道に広報をし、制度の内容や手続きについて周知が進んできている。今後とも診断の向上のための情報提供と合わせ、制度、手続きの周知を行い、申請や迅速な認定につなげていく。
- ・ 住民相談会、インターネットのリスティング広告、交通広告、石綿ばく露の多い業種への説明などきめ細かな広報活動を行い、一定の効果があった。今後とも、地域性や関連業種などの絞りを効果の高い広報を選択して実施する。

2. 制度運営の円滑化等

平成 22 年度計画の概要

- 被認定者や遺族等へのアンケートを実施し、制度運営や広報へ反映するとともに、医療関係者、保健所担当者についてもアンケート等により意見を聴取。
- 医療機関等に、手引き等の送付など、情報提供の徹底。
- 追加疾病の取扱いの多い医療機関を中心に、新たな手引きの送付等周知を適切に実施。
- 医療関係者向けセミナーや石綿小体計測精度管理事業の実施。
- 蓄積してきたデータを活用し、認定・給付業務や制度広報に活かす。
- 受付・認定状況や調査・事業の内容について公表し、統計集などでも提供。
- ホームページで提供する情報の充実化。

平成 22 年度の重点事項

- ・ アンケートによる被認定者や遺族等のニーズの把握と制度の運営・見直しや広報媒体の選定等への活用
- ・ 医師・医療機関の制度認識の向上及び判定に必要な検査・計測の精度の向上による認定業務の迅速化・正確性の確保
- ・ 受付認定状況、ばく露状況調査等の積極的なホームページ等での公表

平成 22 年度業務の実績

(1) ニーズ把握のためのアンケート調査等の実施

① アンケート等の実施

石綿健康被害救済制度の関係者を対象として、以下のようなアンケートを実施した。

- ・ 制度利用（石綿健康被害救済手帳所持者）アンケート（5月実施）
- ・ 被認定者（療養者）アンケート（随時）
- ・ 施行前死亡者遺族アンケート（随時）
- ・ 未申請死亡者遺族アンケート（随時）
- ・ 保健所担当者アンケート（3月実施）
- ・ 学会セミナーアンケート（随時）

（資料 45 アンケート調査結果概要（平成 22 年度）（資料編 P75））

② アンケート結果の反映

平成 21 年度・22 年度のアンケート結果を受け、以下のような改善等を行った。

- ・ 被認定者の 6 割超が病院等医師より救済制度を教えてもらったと回答する一方、病院等医師の制度についての知識・協力不足が手続きの妨げとなったとの回答も多かったことから、指定疾病の追加にあわせ、セミナーや医師向け手引きの配布など、医療従事者向け周知・広報の充実を図った。

- ・ 被認定者より、各種様式・手引きの内容が分かりにくいとの意見が多かったことから、指定疾病別に必要な判定様式（診断書等）をまとめた冊子を作成、各保健所等に配布した。
- ・ 制度利用アンケート結果を取りまとめ、中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の議論に提供した。

（２）医療従事者、医療機関の手続き・判定基準についての認識の向上

昨年度に引き続き、セミナー開催、手引きの配布により、医師・医療機関の判定基準の理解、診断の向上を図った。

①医師向けセミナーの開催

病理学会・肺癌学会など、石綿関連疾患の確定診断に大きく関わる病理医や放射線医が多数参加する学会を中心に、顧問医師をはじめとする専門医による指定疾病診断のポイント、判定基準等を説明するセミナーを開催した（５学会）。

②医師向け手引きの配布

当救済制度において指定疾病にかかる診断書を作成したことのある実績のある病院や主要病院等 1170 箇所、医師向け手引き等を配布した。

（３）制度の円滑な実施に必要な事業・調査の実施

認定に必要な医学的な検査、計測の標準化を図るための事業や、広報などの制度運営に役立つ情報を得るための事業を実施した。

①石綿小体計測精度管理事業

認定基準の一部である石綿小体数の計測について、医療機関における石綿小体計測精度の確保・向上を目的として実施した。

②石綿繊維計測機関育成事業

認定基準の一部である石綿繊維数の計測について、民間の石綿繊維計測機関を育成することを目的として実施した。

③ばく露状況調査

広報などに生かすため、被認定者の居住歴・職歴等について集計・分析した。

（資料 48 制度運用の円滑化に係る事業・調査（平成 22 年度）（資料編 P79））

（４）情報の公開

以下について、プレスリリースを行い、ホームページ上で公表を行った。

①認定状況等

- ・ 月次の認定状況の取りまとめ
- ・ 申請者数、認定患者数、認定等までの平均処理日数、支給実績等の制度運用状況についての統計集
- ・ 救済制度における被認定者の居住歴・職歴等について分析したばく露調査報告書

※ 統計集、ばく露調査報告書の取りまとめに当たっては、関係者のニーズを踏まえ、労災等認定者の除外集計、死亡者の死亡年別集計等を新たに行った。

②各種情報

- ・ 住民相談会の実施に当たり、ホームページにおいて予告及び結果報告を行った。
- ・ 最新の知見を踏まえ、パンフレット「石綿と健康被害」の改訂を行った。
- ・ 指定疾病追加に伴い、申請手続等に関する情報（申請の手引き等）を更新した。

（資料 49 ホームページ公表・記者発表概要（資料編 P81））

自己点検結果

- ・ 被認定者アンケート等の結果をもとに、広報対象の選定や申請書類の改善等を行うことができ、制度の周知や効率的な運用に資することができた。
また、制度利用アンケート結果を石綿健康被害救済小委員会における制度見直しの議論に提供することができた。
さらに、保健所担当者アンケートを新たに実施したところであり、23年度の保健所説明会や保健所受付業務の改善に役立てることとしている。
- ・ 医師・医療機関の制度認識の向上に向けては、医学会でのセミナーの実施やターゲットを絞った医師向け手引きの配布を行い、医師等の認識は高まっていると考えられる。
その結果、医療従事者からの紹介の増加、十分な資料が添付された申請の増加といった効果が見られている。
- ・ 認定業務の迅速化・正確性の確保のための石綿小体計測精度管理事業、石綿繊維計測機関育成事業を実施し、特に石綿小体計測については、計測日数減につながったとの効果が見られている。
ばく露状況調査の成果は、広報対象の絞り込みや判定申出業務の円滑化に役立てることができた。
- ・ 情報公開については、ホームページ掲載を中心に、統計集の取りまとめ等において関係者のニーズに応じた情報を公開することができた。

3. 認定・支給の適正な実施

平成 22 年度計画の概要

- 環境省などと協力し、申請・請求から認定・給付までの時間短縮に取り組む。
- 新認定・給付システムを活用し、認定・給付業務を適切に実施。
- 指定疾病追加に伴い、担当者用マニュアルを改訂。
- 保健所の担当者が、認定申請業務等に的確に対処できるようにマニュアル、手引き等の改定・見直しを行い、保健所担当者説明会を実施する。

平成 22 年度の重点事項

- ・新認定・給付システムの活用などによる認定等までの期間短縮の取組み
- ・新たな指定疾病の認定業務への的確な対応
- ・保健所窓口での受付・相談業務への支援
(資料 50 受付機関別内訳 (資料編 P83))

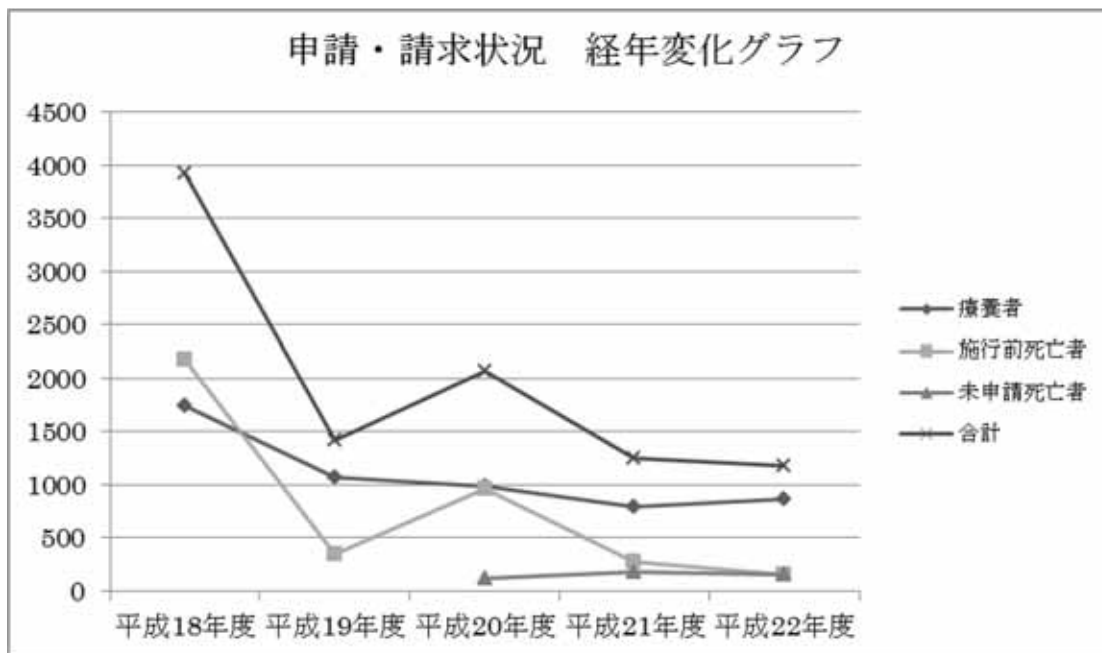
平成 22 年度の業務実績

(1) 申請・請求から認定・給付までの期間短縮等のため講じた措置

- ① 新しい認定・給付システムへの移行を 8 月末までに完了し、業務を効率化した。
 - ・医学的判定の申し出等に係る各種帳票の作成の効率化
 - ・申請・請求の各事案の処理状況をリアルタイムで把握
- ② 認定・給付業務の運用を見直し、改善を図った。
 - ・システム移行に合わせた見直し
 - ・医学的判定の申し出の際に、文書により申請者に連絡を行い処理状況を案内

(2) 認定等に係る迅速かつ的確な事務処理の状況

① 受付状況



認定申請等に係る平成 22 年度の受付は、療養中の方 864 件、施行前死亡者の遺族 155 件及び未申請死亡者の遺族 161 件の計 1180 件である。全体としては、前年度比 5.5% の減となっている。新たな指定疾病である石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、計 128 件の申請等があった。

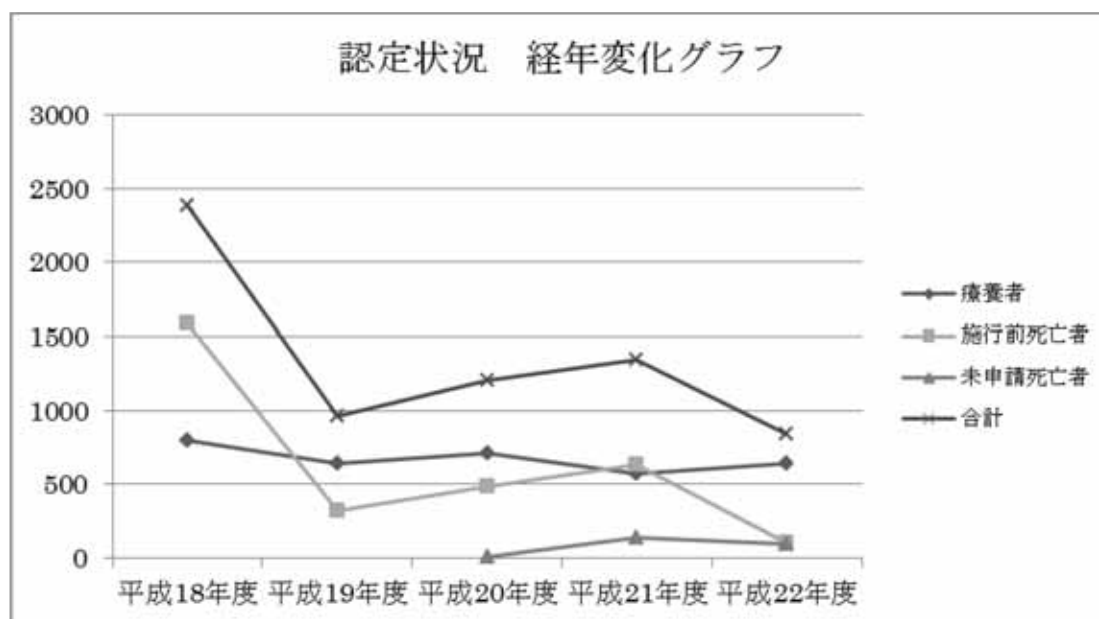
中皮腫及び肺癌では、全体で 15%減であり、うち療養中の方は 0.6%増、施行前死亡者の遺族は 62%減、未申請死亡者の遺族は 14%減となっている。施行前死亡者の遺族からの請求の減少は、平成 20 年度に実施した周知事業（*1）による請求が落ち着いたことが理由と考えられる。

区分\申請疾病	中皮腫	肺癌	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	計
療養中の方	(589)	(191)	(-)	(-)	(11)	(791)
	613	172	43	31	5	864
施行前死亡者の遺族	(243)	(28)	(-)	(-)	(3)	(274)
	71	33	34	14	3	155
	[35]	[0]			[0]	[35]
未申請死亡者の遺族	(140)	(40)	(-)	(-)	(4)	(184)
	109	46	2	4	0	161
計	(972)	(259)	(-)	(-)	(18)	(1249)
	793	251	79	49	8	1180

() 書きは、前年度の件数。下段 [] 書きは、周知事業による請求と見られる件数で、内数。

(*1) 周知事業とは、地方自治体の保管する死亡小票より、法施行前に中皮腫で死亡した方を抽出し、救済制度又は労災制度等の給付を受けていない方に対し、救済制度を周知した事業（平成 20 年度実施）。

②認定等の状況



ア. 療養中の方

平成 22 年度受付分（864 件）、前年度までの受付未処理分（396 件）及び新資料の提出による審査再開分（6 件）をあわせた計 1266 件について審査を進め、868 件について認定等を行った。新たな指定疾病である石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、認定 14 件、不認定 11 件となっている。中皮腫及び肺がんでは、認定 629 件、不認定 119 件であり、それぞれ前年度比 9.6%増、4.8%減となっている。

(ア) 認定等状況

認定等\疾病	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	計
認定	533 (461)	96 (113)	5 (-)	9 (-)	—	643 (574)
不認定	49 (54)	70 (71)	5 (-)	6 (-)	1 (3)	131 (128)
取下げ	66 (72)	25 (32)	1 (-)	1 (-)	1 (11)	94 (115)
計	648 (587)	191 (216)	11 (-)	16 (-)	2 (14)	868 (817)

(注) () 書きは、前年度の件数。

(イ) 処理日数の状況

療養中の方からの申請について、申請から認定等決定までの平均処理日数は 175 日（前年度 178 日）である。うち、1 回の医学的判定で認定されたものは平均 112 日（同 105 日）、追加資料が必要とされたものは平均 244 日（同 252 日）である。

認定等決定までの平均処理日数は、全体として減少となったが、これは、申請から医学的判定の申し出までの日数が減少した（前年度 60.5 日、今年度 58.0 日）こと、及び判定が一回で済むケースが増加（前年度 51.3%、今年度 52.2%）したことが要因と思われる。

	認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	件数
1 回の医学的判定	(178)	*1 (105) 52	(351) 387
追加資料が必要とされたもの	175	*2 (252) 244	(333) 354

() 書きは、前年度の実績

*1 処理日数の最短は 64 日、最長は 1153 日。

*2 処理日数の最短は 91 日、最長は 1186 日。

(ウ) 審査中の案件に係る状況

平成 22 年度末現在審査中の 398 件のうち、過年度受付のものは、18 年度受付は 1 件、19 年度は 1 件、20 年度は 5 件、21 年度は 27 件である。

過年度受付のものうち、まだ、判定申し出に至っていない 7 件の内訳は、労災保留 4 件、医学的資料の未提出 1 件、診断名が指定疾病に該当しない 1 件などとなっている。

イ. 施行前死亡者の遺族

平成 22 年度受付分（155 件）及び前年度までの受付未処理分等（43 件）をあわせた計 198 件について審査を進め、159 件について認定等を行った。新たな指定疾病である石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、認定 31 件、不認定 5 件となっている。中皮腫及び肺癌について、認定 75 件、不認定 37 件であり、それぞれ前年度比 88% 減、24% 減と大幅な減少となっている。この減少は周知事業の効果が一巡し、請求が減少したことが要因と考えられる。

(ア) 認定等状況

認定等 \ 疾病	中皮腫	肺癌	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	計
認定	66 (619) [34] [552]	9 (9)	24 (-)	7 (-)	—	106 (628) [34] [552]
不認定	3 (7) [0] [1]	34 (42)	3 (-)	2 (-)	0 (0)	42 (49) [0] [1]
取下げ	7 (30) [2] [23]	2 (18)	1 (-)	0 (-)	1 (4)	11 (52) [2] [23]
計	76 (656) [36] [576]	45 (69)	28 (-)	9 (-)	1 (4)	159 (729) [36] [576]

(注) () 書きは、前年度の件数。下段 [] 書きは、周知事業による請求と見られる件数で、内数。以下同じ。

(イ) 処理日数の状況

施行前死亡者の遺族からの請求については、請求から認定等決定までの平均処理日数は、医学的判定を要する案件は 293 日（前年度 416 日）、医学的判定を要さない案件は 59 日（前年度 117 日）である。医学的判定を要する案件のうち、1 回の医学的判定で認定されたものについては平均 107 日（前年度 106 日）、追加資料が必要とされたものについては平均 331 日（前年度 441 日）、認定等までにかかっている。

医学的判定を経ないで機構で認定された案件の処理日数が減少しているのは、周知事業の効果が一巡し、中皮腫についての請求件数が前年度に比べ急減したことが影響していると考えられる。

	認定等決定までの 平均処理日数		請求から医学的判定 申出までの平均日数	件 数
	(416) 293	* 1 (106) 107		
1回の医学的判定			(62) 49	(1) 7
追加資料が必要と されたもの		* 2 (441) 331	(114) 117	(50) 35
医学的判定を経ない で機構で認定し たもの		* 3 (117) 59	—	(622) 70

() 書きは、前年度の実績

* 1 処理日数の最短 96 日、最長は 122 日である。

* 2 処理日数の最短は 133 日、最長は 867 日。

* 3 処理日数の最短は 43 日、最長は 444 日。

(ウ) 審査中のものに係る状況

平成 22 年度末現在審査中の 39 件のうち、過年度受付のものは、20 年度受付は 4 件、21 年度は 2 件である。過年度に受け、まだ判定申し出に至っていない 20 年度分 2 件の内訳は、労災保留 1 件、診断名が指定疾病に該当せず、医学的資料提出に時間がかかっているもの 1 件となっている。

ウ. 未申請死亡者の遺族

平成 22 年度受付分 (161 件) 及び前年度までの受付未処理分 (82 件) をあわせた計 243 件について審査を進め、162 件について認定等を行った。新たな指定疾病である石綿肺及び、びまん性胸膜肥厚では認定者、不認定者はまだいない。中皮腫及び肺がんでは認定 91 件、不認定 61 件となっており、認定は前年度比 34% 減、不認定については前年度と同数である。

(ア) 認定等状況

認定等\疾病	中皮腫		肺がん		その他		計	
認定	68	(111)	23	(27)	—		91	(138)
不認定	41	(35)	18	(25)	2	(1)	61	(61)
取下げ	4	(10)	6	(3)	0	(1)	10	(14)
計	113	(156)	47	(55)	2	(2)	162	(213)

(注) () 書きは、前年度の件数。

(イ) 処理日数の状況

未申請死亡者の遺族については、請求から認定等決定までの平均処理日数は214日(前年度186日)であり、うち1回の医学的判定で認定されたものは平均115日(前年度124日)、追加資料が必要とされたものは平均269日(前年度239日)である。

処理日数は増加しているが、これは、未申請死亡者の遺族からの請求の受付開始年度である20年度、21年度は1回の判定で済む案件の割合が多かった一方で、22年度は、追加資料を求められ複数回の判定が必要となるなど長期間審査を要する案件の割合が多くなったことが理由と考えられる。

	認定等決定までの平均処理日数		請求から医学的判定申出までの平均日数	件数
1回の医学的判定	(186) 214	*1 (124) 115	(72) 55	(91) 54
追加資料が必要とされたもの		*2 (239) 269	(72) 71	(106) 96

() 書きは、前年度の実績

*1 処理日数の最短は76日、最長は240日。

*2 処理日数の最短は118日、最長は625日。

(ウ) 審査中のものに係る状況

平成22年度末現在審査中の案件81件のうち、過年度受付のものは、20年度に受け付けたもの1件、21年度に受け付けたものは2件である。それぞれ追加・補足資料依頼中である。

(3) 指定疾病追加への対応

22年7月の政令改正により著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚が救済対象に追加され、これまでと同様の審査に加えて、新たに療養中の申請者及び未申請死亡者の石綿ばく露の確認・調査が必要となった。これに対処するため以下のように対応した。

- ・ 認定関係業務の編成、人員配置を見直し、必要な体制を整備した。
- ・ 労働局、労働基準監督署にヒアリングを行い、石綿ばく露の確認のため、専用の調査票を作成した。
- ・ 申請者本人の他、取引先等への電話によるヒアリング、過去の電話帳による屋号の確認などにより石綿ばく露歴を確認した。
- ・ これらの作業を通じて得られた知見、ノウハウ等をマニュアル(手順書)としてまとめた。
- ・ 現行のマニュアルに追加疾病関係の操作手順を加えるなどの改訂を行った。

(4) 救済給付の適正な支給

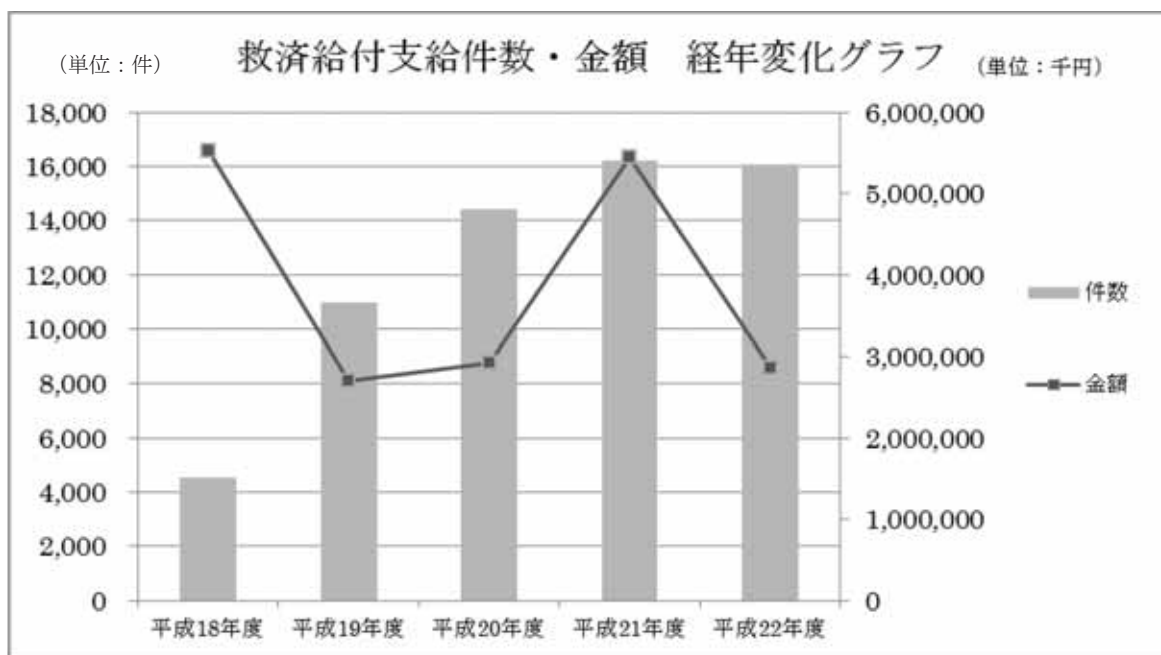
平成 22 年度は、被認定者等に対し総額 28 億 5,258 万円の支給を行った。

前年度と比較すると、全体の支給額は大幅に減少している（前年度比 47.7%減）。これは医療費及び療養手当については認定者数は増加したものの、平成 20 年の法改正に伴う遡り支給が大幅に減少したこと、また特別遺族弔慰金等については、周知事業の効果が一巡し、請求件数が減少したことなどが要因と考えられる。

また新認定・給付システムへの移行により、事務の効率化をはかった。

未支給の医療費等、救済給付調整金の支給までの日数を 70 日以上減少させることができた。

(資料 51 請求・認定から支給までの事務処理日数 (資料編 P84))



(単位 (金額): 千円)

給付種類	医療費	療養手当	葬祭料	特別遺族弔慰金等	救済給付調整金	計
件数	(9,967) 10,534	(4,642) 4,679	(405) 368	(848) 194	(335) 271	(16,197) 16,046
金額	(502,061) 373,831	(1,852,696) 1,449,513	(80,595) 73,232	(2,543,152) 579,006	(470,826) 377,000	(5,449,330) 2,852,582

(注) () 書きは、平成 21 年度実績である。

(5) 認定更新業務の実施

23 年 3 月より、認定の有効期間（申請日より 5 年）が来て、更新を行う方が出てきている。更新忘れなどがないよう以下の取り組みを行った。

- ・有効期間満了月の単位で順次対象者に、申請書、診断書様式等を送付。
- ・申請書、診断書等の審査・判定を行い、更新者には新しい医療手帳を発行。
(23年3月満了：43人、4月満了：23人、5月満了：10人、6月満了：3人)

(6) 石綿肺の診断等に関する支援事業の実施

石綿肺及びびまん性胸膜肥厚での申請について、これらの疾病に罹患しているものの、著しい呼吸機能障害までは認められない方に対して、以下のような健康管理（健康診断、診断報告等）等を行った。

- ・専門家からなる委員会を機構に設置（4回開催）
- ・健康診断における検査時期・検査項目及び結果報告、申請書等の各手続様式等について整理した。
- ・今年度は対象者1名に対し、健康診断を行う医療機関を指定し、胸部エックス線撮影、胸部HRCT撮影及び呼吸機能検査を実施した。

(7) 保健所担当者等説明会の実施

申請等の受付の半数以上を占める保健所について、窓口担当者の受付・相談時の対処能力の向上を目的に、以下のように保健所説明会を全国9箇所で開催した。

- ・改正政令施行日前に開催し、追加疾病等に関する説明を中心に行った。
- ・従前の7ブロックでの開催に加え、地理的に参加が困難な北陸（富山）及び沖縄にて開催した。
- ・21年度に実施し好評であった、専門医による医学的情報の提供や、労働局等の担当者による労災保険制度の説明を実施し、より分かりやすく効果的な説明会とした。

(資料 52 保健所担当者向け説明会開催一覧及びアンケート結果 (資料編 P85))

(資料 53 認定等に係る処理日数 (資料編 P87))

(資料 54 審査中の案件に係る状況 (平成 22 年度) (資料編 P89))

(資料 55 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況 (平成 22 年度受付分) (資料編 P90))

(資料 56 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況 (法施行日から平成 23 年 3 月 31 日までの累計) (資料編 P91))

(資料 57 医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等請求書の支給に係る都道府県別認定状況 (平成 22 年度認定分) (資料編 P92))

(資料 58 医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等請求書の支給に係る都道府県別認定状況 (法施行日から平成 23 年 3 月 31 日までの累計) (資料編 P93))

自己点検結果

- ・ 新認定・給付システムへの移行について、当初予定どおり 8 月末までに完了し、業務の効率化を図ることができた。前年度未処理分と今年度申請受付分等をあわせ 1,707 件（前年度 2,284 件）について審査、平成 22 年度は 1,189 件（前年度 1,759 件）の認定等を行い、また、16,046 件の支払いの処理を適切に行った。
- ・ 処理期間の短縮について、申請・請求の受付から医学的判定の申し出までの期間の削減に努め、療養中の方の場合には、医学的判定 1 回で認定等に至る案件の期間は、前年度 55 日が今年度 52 日、同じく追加資料を求められたものは 65 日が 63 日に短縮されるなど、一定の短縮ができた。引き続き、申請から医学的判定の申し出までの期間の減少、認定等決定まで 1 回の医学的判定で済む件数の比率の増加等各種取組を組み合わせ、処理期間の短縮を図る。

また、申請者等に審査経過の情報を提供するため、医学的判定の申し出の際に現在の処理状況を申請者あてに文書で案内する、新認定・給付システムの機能を活用し、部内で審査経過の情報を共有することにより、申請者等からの照会に対し最新の状況を速やかに回答するといった改善を行った。
- ・ 指定疾病の追加に対応するため、申請手続きのための手引き等を作成し、保健所説明会を通じて周知を図った。追加疾病の審査に必要となった申請者等の石綿ばく露の確認については、環境省ほか関係省庁と連絡・調整を図りながら、必要な聞き取り調査を行った。
- ・ 救済給付については、新認定・給付システムへの移行に伴い事務処理の効率化が図られた。また同システムへの移行に合わせて業務実施マニュアルの改訂を行い、事務の標準化が図られたことなどにより、確実な支給を行うことができた。
- ・ 認定更新業務については、申請漏れにより当該認定の更新を受けるべき者がその資格を失うことのないよう認定の更新時期等について周知徹底を図るとともに、申請書等の未提出者に対して督促を確実に実施したことにより、漏れなく更新手続が完了できた。
- ・ 石綿肺の診断等に関する支援事業の実施については、22 年度は健康管理等の事業を実施するための基礎をつくり、対象者 1 名に対して健康診断を実施することができた。

4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

平成 22 年度計画の概要

- 新認定・給付システムを的確に運用するため、研修を実施し、マニュアルの遵守を徹底。
- マニュアルと実態に乖離等がある場合は、検討のうえ随時マニュアルを見直し。
- マニュアルの遵守を徹底するため、研修等によりの確な事務処理を実施。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 新システムの運用・保守の体制・手順の確立によるセキュリティの確保及び業務の安定的実施
- ・ 部内職員の個人情報保護、情報セキュリティ対策の高度化

平成 22 年度業務の実績

(1) 新認定・給付システムの構築と開発後の的確な運用保守管理

新認定・給付システムは、22 年 8 月に全面稼働に至った。また、指定疾病の追加、認定更新業務の開始に伴い、システムの改修を行った。その後、適切にシステムの運用・保守を行い、安定的に稼働している。

(2) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の高度化

石綿健康被害救済業務に係る個人情報保護及び情報セキュリティについて、部内の情報セキュリティ研修を、人事異動ごとに確実に実施した。また、業務マニュアルに、個人情報保護・情報セキュリティの手順書の内容を盛り込み、日常業務での対策の徹底を図った。

自己点検結果

- ・ 新認定・給付システムが 22 年夏に円滑に本格稼働に至ったことにより、申請から認定・支給までの業務の効率化や、ヒューマンエラーが回避でき業務の安定的実施を図ることができた。具体的には、申請から給付までのデータを一元管理できるようになり、個人情報の適切な管理や、事務処理日数の減少にもつながるなどの効果をあげている。
- ・ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、引き続き、研修等により、部内職員のルールの遵守を確保していく。

5. 救済給付費用の徴収

平成 22 年度計画の概要

- 特別拠出金について、適切な徴収及び収納を行う。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 特別事業主からの拠出金の徴収の的確な実施

平成 22 年度の業務実績

特別拠出金について、特別事業主 4 者について徴収額を決定、通知し、適切に徴収した。
延納申請を受けた 3 者については 4 回に分け徴収を実施した。

特別拠出金の徴収・収納額は計 332,152,760 円であり、徴収すべき額をすべて徴収している。

自己点検結果

特別拠出金の徴収は着実に実施した。

6. 救済制度の見直しへの対応

平成 22 年度計画の概要

- 指定疾病の追加に伴い、マニュアル等の改訂、手引き等の追加、保健所担当者説明会の開催、必要な広報の実施などを適切に行う。
- 石綿健康被害救済小委員会での議論について情報収集し、見直しに必要なデータを提供、検討を行う。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 指定疾病追加に伴う必要な措置の適切な実施
- ・ 制度見直しについて、中央環境審議会等での議論について情報収集
- ・ アンケートやデータの整理・集計を行い、見直しに必要なデータを提供

平成 22 年度の業務実績

(1) 指定疾病追加への対応

平成 22 年 7 月より施行された指定疾病の追加について、業務体制の整備、各種マニュアル、手引き等の追加・改訂、保健所説明会の実施、新聞等による周知・広報、システムの改修を行い、追加疾病関係業務を適切に開始した。

(資料 42 平成 22 年度広報実績一覧 (資料編 P69))

(2) 法施行後 5 年の制度見直しへの対応

中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会や環境省石綿健康被害対策室より、随時情報収集を行った。

また、「制度利用アンケート」において、療養実態関係の問いを追加し、その結果を環境省に提供、救済小委員会の議論に役立てた。

(資料 45 アンケート調査結果概要 (平成 22 年度) (資料編 P75))

自己点検結果

- ・ 指定疾病追加については、改正政令施行までに必要な手引き等の改訂・追加、保健所説明会などの対応を行うことができた。
- ・ 法施行後 5 年の見直しについては、今後とも石綿健康被害救済小委員会や環境省の検討状況を踏まえて必要な対応を行う。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 組織運営

平成 22 年度計画の概要

- 管理部門（総務部・経理部）については、一層の事務処理の効率化を行い、事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築。（具体的な合理化目標の計画については、「5. 職員の人事に関する計画」において明示。）
- コンプライアンス・マニュアルを活用し、コンプライアンスに関する研修を実施するなど、内部統制を強化。
- コンプライアンス推進委員会において、内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の評価を行う。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 業務体制の効率化
- ・ 内部統制強化による組織運営の信頼性の向上

平成 22 年度業務実績

（1）業務体制の効率化

①組織の改編

ア. 石綿健康被害救済部において、業務の現状に合わせて、組織の改編を行った。

- ・ 組織改編（平成 22 年 7 月）。

石綿健康被害救済部資金管理課を廃止し、情報業務課を設置するとともに、部内各課の所掌事務の見直しを行った。

イ. ぜん息患者の健康管理等を中心とする環境保健事業に重点化を図るため、予防事業部において組織の改編を行った。

- ・ 組織改編（平成 22 年 8 月）

予防事業部環境保健課と環境改善課を事業課に統合するとともに、部内各課の所掌業務の見直しを行った。

なお、この改編により 1 課を削減した。

②業務の一元化

「機構における資金の管理・運用の一元化」の検討のためのワーキンググループを資金管理委員会の下部組織として設置し、管理・運用の一元化の実現に向けた検討を進めた。

③事務処理の効率化

人事関係の業務において、職員プロフィールの IT 化を図ったことで、人事情報や集計等への利活用において作業効率が向上した。

(2) 内部統制の強化

①内部統制の強化を図るための整備

機構の内部統制を有効に機能させる仕組みを整備するため新たに「内部統制基本方針」を策定し、職員に周知するとともに研修を行い、理解を深めた。

(資料 59 内部統制基本方針(資料編 P94))

②統制環境の強化

- ・ 理事長は、理事会（役員と部長出席）のみならず、コンプライアンス推進委員会等の各種委員会、内部監査等を通じて組織にとって重要な情報を適宜把握した。
- ・ 理事長は、年度初め（4月）・下半期（10月）・年始（1月）に全職員を対象にミッションや運営方針等について、訓示を行った。
- ・ 理事長が課長以下の全職員に対し平成 22 年 9 月から 12 月まで 10 回に分けて階層別（若手、中堅、管理職）による意見交換を実施し、各職員からの意見（例えば、人事・組織に関すること、部下の指導及び情報の共有化等）を踏まえ、次のとおり反映した。
 - ・ 情報の共有化において、理事会及び部課長会議を通じ職員に対し情報の伝達の徹底を周知した。
 - ・ 職員育成のための研修の充実を図った。（階層別研修）
- ・ 内部監査体制を強化するため、監査室に専任の職員を配置した。

③リスク管理の強化

- ・ 機構の内部統制の充実・強化を図るため内部統制基本方針に基づき「リスク管理委員会」を平成 23 年 3 月に設置し、全業務（253 業務）を対象にリスクの洗い出し等を行った。

(資料 60 機構のリスクマネジメント (資料編 P99))

- ・ リスクへの対応として、例えば契約に関する業務については、事務手続き上のリスクを軽減することを目的に、職員が規程等の定める手順等に確実に従って契約事務を行えるように、チェックリストを作成し、活用している。
- ・ 東日本大震災へは次のとおり対応した。
 - ・ 汚染負荷量賦課金申告・納付期限の延期の決定をした。
 - ・ 石綿健康被害救済に係る療養者、申請者、請求者に対する安否確認などに着手した。
- ・ 平成 21 年会計検査報告において、予防事業部の調査研究において「不適切な経理処理」との指摘がなされたことに伴い、同様な事態の発生を防ぐために、予防事業部においては調査研究に従事する会計担当者等を対象とした会計説明会の開催や、調査研究委託先への現地調査などを実施した。

また、予防事業部での対応に加えて、機構全体への対応として再発防止策の徹

底及び理事長が総括する「資格停止措置に関する審査会」を設置した。

④コンプライアンスの強化

- ・ コンプライアンス推進委員会を平成 23 年 3 月に開催し、内部統制の重要な要素として「報告・連絡・相談（以下「ホウレンソウ」という。）」及び業務引継ぎの徹底等を再認識させるために盛り込み「コンプライアンス・マニュアル」の改訂を行った。また、同月、全役職員に対してコンプライアンス研修を実施し周知を図った。
- ・ 平成 22 年 7 月及び平成 23 年 3 月に全役職員に対し日ごろの行動をチェックするために、「コンプライアンス・マニュアル」に付いているコンプライアンスチェックシートにより日頃の業務・行動の自己検証（◎、○、×の 3 段階評価）を行った。その結果 2 回とも、上位 2 項目の評価で 95%以上となった。

（資料 61 コンプライアンス・マニュアル（表紙・目次・チェックシート）

（資料編 P101）

⑤情報セキュリティ体制の強化

- ・ 中長期的な視点で情報セキュリティレベルの維持、向上を図るため、最高情報セキュリティアドバイザーの委嘱期間を 1 年間から 3 年間へ延長した。
- ・ 情報セキュリティ監査に必要な調査作業を行うとともに、機構の全システムについて、前年度実施したリスク分析結果のフォローアップを行った結果、脆弱性が明らかになった電子メールの添付ファイルについて、盗聴防止を図るため、メール添付ファイルの暗号化機器を導入した
- ・ 政府機関統一基準（第 4 版）を機構の情報セキュリティ対策基準に反映させた。
- ・ 全役職員共通のパソコンの更新に当たり、データの保管をパソコン側ではなくサーバー側に行う「シンクライアント方式」を引き続き採用するとともに、OS を最新のものとした。

⑥情報システムの利活用の推進

情報システムを内部統制を有効に機能させるための重要な要素ととらえ、情報システムの利活用を推進するため、情報化推進プロジェクトを平成22年10月に発足させ、内部統制基本方針に「情報システム利活用の推進」を組み入れた。

（3）監事による内部統制の評価

監事による定期監査における重点項目の 1 つが「内部統制の状況」であり、次の所感を受けた。

（監事所感）

「内部統制基本方針の制定、理事長の課長以下全職員との意見交換の実施、階層別研修の開始、リスク管理委員会の設置とリスクの組織横断的洗出しの実施、情報セキュリティ体制の強化、情報システムの利活用促進（情報化推進プロジェクトの発足）など、目に見える具体的な動きが顕著にあり、内部統制の実質的強化・

レベルアップの動きがより具体化したと評価できる。今後も引き続き、当機構に即した内部統制の整備、運用の深化を期待する。」

自己点検結果

(1) 業務体制の効率化

業務内容等に変更のあった部における課の編成、所掌事務、人員配置の見直しを行ったことで、業務の現状や社会からの要請に対応して、業務体制をより効率的なものにできた。

また、管理・運用の一元化の実現に向け、各部との調整ができた。

今後も引き続き、業務の現状や社会からの要請を踏まえ効率化を図って行く。

(2) 内部統制の強化

- ① 「内部統制基本方針」を制定すること等により、理事長がリーダーシップを発揮するための環境整備を推進することができた。
- ② 「内部統制基本方針」の研修を役職員に対して行うことで、内部統制の考え方や仕組みを周知するなど、内部統制を適正に運用した。
- ③ 理事長は、課長以下の職員との意見交換を通じて、独立行政法人を取り巻く社会情勢や経営理念を伝えるとともに、情報・伝達経路が機能しているかどうかを確認することができた。
- ④ リスク管理委員会を新たに設置することで、リスク管理を強化するための基盤を整えることができた。
- ⑤ コンプライアンス研修及びチェックシートによる日頃の業務・行動の自己検証により、役職員にコンプライアンスの重要性を再認識させることができた。
- ⑥ 「コンプライアンス・マニュアル」に内部統制の重要な要素ととらえている「ホウレンソウ」を盛り込むことにより、「ホウレンソウ」が内部統制や業務の円滑な推進のために重要であることを役職員に再認識させることができた。
- ⑦ 機構の全情報システムについてのリスク分析や情報セキュリティ監査を実施することで、機構全体の情報セキュリティの強化を図ることができた。

今後とも内部統制の強化については、「内部統制基本方針」等に沿って着実に実施するとともに、機構内外のリスクについて、迅速な情報交換、分析及び評価等を行い機構の運営に適切に反映させる。

また、次年度以降も情報システムのリスク分析や情報セキュリティ監査を業務の現状や社会情勢の変化等を踏まえた手法や内容で実施することで、機構全体の情報セキュリティレベルの着実な向上を図る。

(3) 監事による内部統制の評価

監事所感を受け、今後も内部統制のさらなる強化に取り組んでいく。

2. 業務運営の効率化

平成 22 年度計画の概要

- 外部有識者からなる各種委員会を活用し、その意見を業務運営に反映。
- サービスの低下を招かず、経費削減につながると考えられる業務について、外部機関を活用。
- 一般管理費、業務経費について、効率的執行に努める。
- 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づく取組を実施。
- 給与水準について検証し、給与水準の適正化に取り組み、それらを公表。
- 「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。
- 企画競争や公募を行う場合、その理由等について経理部で審査を実施。
- 業者の選定に当たって、契約担当部以外の者を審査に加える。
- 監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 人件費・給与水準の適正化
- ・ 随意契約の見直し

平成 22 年度業務実績

（1）各種委員会の活用

- ① コンプライアンス推進委員会を開催し、「コンプライアンス・マニュアル」の改訂及び「内部統制基本方針」の策定を行った。
- ② 情報セキュリティ委員会を開催し、政府機関統一基準（第 4 版）を機構の情報セキュリティ対策基準に反映させるとともに、メール添付ファイルの暗号化を決定した。
- ③ 契約監視委員会

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）」及び「独立行政法人の契約の見直しについて（総務省 平成 22 年 5 月 26 日）」により、契約監視委員会を平成 23 年 3 月に開催し、随意契約等の点検・確認を行った。

（資料 62 機構内に設置した委員会一覧（資料編 P104））

（2）外部委託の推進

外部専門家の知識などを活用し効率的な業務運営に資するため、ホームページ用サーバーの管理等業務、給与計算事務について引き続き外部機関を活用した。

(3) 経費の効率化・削減

①一般管理費の効率化・削減

・一般管理費（22 計画予算額－22 実績）：▲32 百万円（474 百万円－442 百万円）
 一般管理費（人件費を除く。）について、中期計画の削減目標（前中期目標期間の最終年度（平成 20 年度）比で 15%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 22 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、IT 機器等の更新による保守経費（▲2 百万円）及び情報セキュリティ業務などの委託費（▲16 百万円）の縮減や管理費の全体的な経費節減等（▲15 百万円）を図るなど、業務の効率化に努めた。

（単位：千円、%）

区分	平成 20 年度 A	平成 21 年度		平成 22 年度		前年度 増減 (C-B)	
		B	20 年度比 (B/A)	C	20 年度比 (C/A)		
共通	506,132	計画予算	489,936	▲3.2	474,258	▲6.3	▲15,678
		実績	(92.4) 452,710	▲10.6	(93.3) 442,718	▲12.5	(▲2.2) ▲9,992

(注 1) 実績欄 B、C の上段 () 書きは計画予算に対する執行率、下段は実績額である。

(注 2) 前年度増減欄実績の上段 () 書きは前年度実績額の増減率である。

②業務経費の効率化・削減

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち、補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（前中期目標期間の最終年度（平成 20 年度）比で 5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 22 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。

(単位：千円、%)

区分	平成 20 年度 A	平成 21 年度		平成 22 年度		前年度 増減 (C-B)	
		B	20 年度比 (B/A)	C	20 年度比 (C/A)		
公健	336,164	計画予算	332,802	▲ 1.0	329,474	▲ 2.0	▲ 3,328
		実績	(78.2) 260,241	▲22.6	(80.8) 266,107	▲20.8	(2.3) 5,866
石綿	354,648	計画予算	351,102	▲ 1.0	347,591	▲ 2.0	▲ 3,511
		実績	(89.1) 312,810	▲11.8	(65.3) 227,119	▲36.0	(▲27.4) ▲85,691
基金	775,701	計画予算	727,944	▲ 6.2	677,528	▲12.7	▲50,416
		実績	(88.8) 646,260	▲16.7	(87.1) 590,178	▲23.9	(▲8.7) ▲56,082
承継	323,609	計画予算	320,373	▲ 1.0	317,169	▲ 2.0	▲ 3,204
		実績	(55.2) 176,963	▲45.3	(69.8) 221,498	▲31.6	(25.2) 44,535
合計	1,790,122	計画予算	1,732,221	▲3.2	1,671,762	▲6.6	▲60,459
		実績	(80.6) 1,396,274	▲22.0	(78.1) 1,304,902	▲27.1	(▲6.5) ▲91,372

(注1) 実績欄 B、C の上段 () 書きは計画予算に対する執行率、下段は実績額である。

(注2) 前年度増減欄実績の上段 () 書きは前年度実績額の増減率である。

なお、各勘定の予算に対する主な減少要因は以下のとおりである。

- ・ 公健勘定 (22 計画予算額-22 実績) : ▲63 百万円 (329 百万円-266 百万円)
汚染負荷量賦課金の徴収業務に必要な通信費の見直しやシステムの改修に係る委託費を見直すなどの縮減等 (▲40 百万円) のほか、管理費の全体的な節減等 (▲23 百万円)。
- ・ 石綿勘定 (22 計画予算額-22 実績) : ▲120 百万円 (347 百万円-227 百万円)
救済業務における広報関係費の縮減 (▲27 百万円) 及び救済給付申請者数が予定より少なかったこと等による全体的な経費の減 (▲52 百万円) のほか、管理費の全体的な節減等 (▲41 百万円)。
- ・ 基金勘定 (22 計画予算額-22 実績) : ▲87 百万円 (677 百万円-590 百万円)
助成事業における助成金の精算による減等 (▲57 百万円) 及び民間活動振興事業における研修事業の実施件数が予定より少なかったことによる減 (▲14 百万円) のほか、管理費の全体的な節減等 (▲16 百万円)。

- ・ 承継勘定（22 計画予算額－22 実績）：▲96 百万円（317 百万円－221 百万円）
債権回収委託費等の縮減等（▲65 百万円）と管理費の全体的な節減等（▲31 百万円）。

((資料 63－①) 予算・決算の概況 (資料編 P109))

((資料 63－②) 経費削減及び効率化目標との関係 (資料編 P109))

(4) 人件費・給与水準の適正化

- ① 平成 21 年度の検証結果や取組状況及び国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を平成 22 年 6 月に公表した。

平成 21 年度の実績 対国家公務員指数 112.1 (地域学歴勘案 110.5)

ラスパイレス指数推移 (19 年度～21 年度)

項目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	対前年度差
ラスパイレス指数 (対国家公務員指数)	114.7	113.9	112.1	▲1.8

- ② 平成 22 年度において 112 程度 (地域・学歴勘案 109 程度) とする目標達成を目指し、平成 22 年 8 月の人事院勧告に伴う国家公務員の給与法改正を上回る措置を講じた。

- ・ 全職員を対象として、本俸を△0.3%～△0.5%減額 (人事院勧告は行政職俸給表 (一) (40 歳台以上 0.1%) 及び指定職俸給表 (0.2%) を引き下げ)

また、事業管理部において年度末に常勤職員数 1 名を削減した。

(5) 随意契約の見直し

- ① 契約に係る競争の推進

契約監視委員会の点検を踏まえて策定した、新たな「随意契約等見直し計画 (平成 22 年 4 月策定) 以下「見直し計画」という」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争 (企画競争・公募を含む。) に付することとした。その結果、平成 22 年度の契約件数は、98 件、705 百万円の契約を行い、うち、競争性のない随意契約は 5 件、57 百万円となっている。

契約の状況

(単位：件、百万円)

区分	平成 20 年度実績		平成 21 年度実績		平成 22 年度実績			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	前年度 比較	
							件数	金額
競争性のある契約	128	1,732	123	812	93	648	▲30	▲164
うち (企画競争・公募)	(47)	(402)	(52)	(347)	(37)	(372)	(▲15)	(25)
競争性のない随意契約	25	176	11	100	5	57	▲6	▲43
合計	153	1,908	134	912	98	705	▲36	▲207

競争性のある契約に付した割合

平成 20 年度実績	平成 21 年度実績	平成 22 年度実績
83.7% (128 件)	91.8% (123 件)	94.9% (93 件)

競争性のない随意契約に付した割合

平成 20 年度実績	平成 21 年度実績	平成 22 年度実績
16.3% (25 件)	8.2% (11 件)	5.1% (5 件)

また、総務省行政管理局長から要請のあった「独立行政法人の契約の見直しについて」(平成 22 年 5 月)の周知を図るとともに、一者応札・応募となった案件については、仕様書等配布を行った者で応札を行わなかった業者に対し理由の聴取を行い、理事会に報告するよう各部に文書で指示する等事後点検を行うなど一層の競争性の確保に努めた。その結果、一者応札は 9 件と、前年度を下回った。

なお、業者等からの聞き取りにより、適切な履行期間の確保が不十分と認められる事例が見られたため、見直しを行い、履行期間を確保した結果、以後同様の入札には複数の者が参加した。

一者応札・応募の件数

(単位：件)

	平成 20 年度実績		平成 21 年度実績		平成 22 年度実績	
		うち一者応札等		うち一者応札等		うち一者応札等
一般競争契約	81	(16.0%) 13	71	(9.9%) 7	56	(5.4%) 3
企画競争・公募	47	(31.9%) 15	52	(9.6%) 5	37	(9.7%) 6
計	128	(21.9%) 28	123	(9.8%) 12	93	(9.7%) 9

②契約に係る審査体制

- ・ 随意契約（企画競争・公募を含む）を行う場合は、競争性の確保・相互牽制の観点から、その理由等について経理部で審査を実施した（42件）。
- ・ 当機構では、事業部制により各部で契約することになっており、企画競争・公募の業者選定の際には、透明性の確保・相互牽制の観点から、事業担当部署以外の部署（経理部等）の者を加えて選定を実施した。
- ・ 予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、1,000万円以上について経理担当理事の審査を実施したほか、一定額（100万円）以上の契約について、毎月ホームページで公表するとともに毎月理事会に報告し点検を実施した（98件）。
- ・ 機構内各部の契約担当者に対し、経理部主催による契約の手続き等の研修を平成22年12月、平成23年4月に実施し、周知徹底を図った。
- ・ 内部監査により、四半期毎に契約に係る事務処理について点検を実施した。

③ 当機構と関連公益法人等との取引の額が事業収入に占める額が1/3以上で、かつ、当機構の役職員経験者で当該法人の役員等に再就職している取引先は該当がない。

（資料 64 機構の契約の現状及び平成22年度の契約に関する取組状況（資料編 P110））

（資料 65 「独立行政法人の契約の見直し（総務省平成22年5月）」に対する取組状況（資料編 P114））

（資料 66 契約監視委員会審議概要等（資料編 P116））

（資料 67 「随意契約等見直し計画（平成22年4月）」（資料編 P119））

（6）監事による入札・契約の適正な実施についてのチェック

- ① 監事による定期監査において、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」を重点項目の一つとして監査を受けた。
- ② 監事が出席する理事会において、入札・契約の適正な実施についてのチェックを受けた。

（7）広報

機構の広報戦略としてホームページへのアクセス件数増大を最重点に掲げ、平成21年度、22年度と積極的に取り組んできた。

平成21年度はトップページの見直しを行い、アクセス件数を約463千件から約765千件へ165%の大幅増加を実現することができた。

平成22年度はさらに利用者の利便性の向上と機構の業務内容を分かりやすく表示することに力点を置き、トップページを含めた見直しを行った。その結果、アクセス件数は732,227とほぼ21年度の水準を維持することができた。

（単位：件）

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
446,511	463,775	765,151	732,227

(資料 68 平成 22 年度 HP アクセス数推移 (資料編 P122))

トップページの改修にあたっては、平成 22 年 5 月に広報委員会の下に、ホームページ作業班を組織し検討・作業を行った。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い、直ちに情報収集等を開始し、3 月 15 日には、機構業務の対応等についてトップページで情報提供を行った。

自己点検結果

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減

一般管理費及び業務経費ともに、計画を上回る削減となっており、今後も適切な予算執行に努める。

(2) 人件費・給与水準の適正化

給与水準の適正化については、俸給表の見直し等の結果、平成 20 年度のラスパイレス指数 113.9(地域・学歴勘案 111.6)に比して平成 21 年度は 1 ポイント程度低減し 112.1 となった。

今後は昇給幅の見直し等を含めた、給与構造の見直しを検討する。

(3) 随意契約等の見直し

- ① 競争的契約の割合は、前年度 (91.8%) に比べ 3.1%アップの 94.9%となり、概ね「見直し計画」に沿った契約を行うことができた。
- ② 競争性のない随意契約の件数は 5 件と前年度 11 件から 6 件減少した。
なお、競争性のない随意契約の 5 件については、契約監視委員会で随意契約することでやむを得ないとして整理したものである。また、一者応札・応募の件数についても、9 件と前年度 12 件から 3 件減少することができた。
- ③ 今後も、「見直し計画」に基づき、引き続き入札及び契約手続きにおける透明性の確保、公正な競争の確保等の徹底に努める。

(4) 監事による入札・契約の適正な実施についてのチェック

特段の指摘を受けていないが、今後とも入札・契約の適正な実施に努めていく。

3. 業務における環境配慮

平成 22 年度計画の概要

- 平成 21 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成・公表。
- 温室効果ガスについて、平成 22～24 年度において平成 18 年度比 3 %削減の達成に向け取り組む。

(参考)

平成 18 年度温室効果ガス量 82,890 kg-CO₂

平成 18 年度比 3 %削減量 80,403 kg-CO₂

平成 22 年度の重点事項

- ・ 電気使用量の削減

平成 22 年度業務実績

(1) 環境報告書の作成・公表

機構におけるペーパーレス化の推進等を紹介した「環境報告書 2010～私たちの環境配慮の取組～」を 9 月 30 日、ホームページで公表した。

(2) 電気使用量の削減

賃貸ビルに入居しているため、占有部分の OA 機器、照明等の電気使用量を対象としている。

電気量の削減の取組みは以下のように実施している。

- ・ 昼休みや退出時の自主的な部分消灯
- ・ 執務室エリアの照明のゾーン管理
- ・ 執務室内の照明一部取り外し
- ・ 離席時の PC モニターの電源オフ

また、平成 22 年 12 月のパソコンの更新に当たっては、従来の機種より省エネタイプの機種（1 台あたり：37w/H→25 w/H）を選定した。

なお、東日本大震災に伴う電力不足に対応してより一層節電するため、日中の照明を最小限に減らすなど電気使用量の削減に努めた。

(参考)

年度	電気使用量	対 18 年度 増減比	温室効果ガス量	対 18 年度 増減比
22	182,562Kwh	▲19.2%	67,688Kg-CO ₂	▲18.3%
21	185,982Kwh	▲17.7%	69,246Kg-CO ₂	▲16.5%
20	190,956Kwh	▲15.5%	78,358Kg-CO ₂	▲5.5%
19	206,578Kwh	▲8.6%	86,559Kg-CO ₂	4.4%
18	225,975Kwh	—	82,890Kg-CO ₂	—

※22年度温室効果ガス量は暫定値

自己点検結果

石綿健康被害救済事業の見直しなどで作業が多かったが、より細かな節電を行うよう取り組んだことで、前年度以上に削減することができた。

今年度については温室効果ガス削減目標（平成 22～24 年度において平成 18 年度比 3%削減）を達成することができた。

今後も引き続き、照明、OA 機器等の電気使用量の削減に努める。特に夏期においては、東日本大震災に伴う節電対策に取り組む。

また、電気使用量以外についても、機構の全ての事務・事業において、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等に取り組むため、取組方針と目標等を定め、必要な取組を行い、それらを継続的に改善し、確認・評価する PDCA サイクルについて、平成 23 年度より実施すべく検討を行った。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（人件費の見積もりを含む。）

2. 収支計画

3. 資金計画

平成 22 年度計画の概要

（1）予算

① 総計	別表－1
② 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－2
③ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－3
④ 基金勘定	別表－4
⑤ 承継勘定	別表－5

（2）収支計画

⑥ 総計	別表－6
⑦ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－7
⑧ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－8
⑨ 基金勘定	別表－9
⑩ 承継勘定	別表－10

（3）資金計画

⑪ 総計	別表－11
⑫ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－12
⑬ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－13
⑭ 基金勘定	別表－14
⑮ 承継勘定	別表－15

22 年度計画予算と実績（概略）

法人総計としての収入は、計画額約 985 億円に比し実績額約 950 億円と▲35 億円(▲3.6%)の減少となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 964 億円に比し実績額約 838 億円と▲約 126 億円(▲13.0%)の減少となった。

各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。

【法人総計】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	98,539	95,028	▲3,510
支出	96,382	83,813	▲12,570

【公害健康被害補償予防業務勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	53,493	50,382	▲3,111
支出	53,528	50,210	▲3,318

収入のうち、賦課金収入が計画に比し 120 百万円増加したものの、納付財源引当金戻入が計画に比し▲3,189 百万円の減少となったこと等による。

支出については、公害健康被害補償予防業務経費における認定患者数が予算に比し計画を下回ったため。

【石綿健康被害救済業務勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	11,574	11,446	▲128
支出	11,574	3,567	▲8,007

収入は、政府交付金(厚生労働省)で▲337 百万円予定を下回ったものの、石綿健康被害救済基金の運用等により 207 百万円の増加となったことにより、▲128 百万円の減少となったため。

支出については、患者等に対する救済給付費が計画に比し少なかったため、▲8,007 百万円の減少となった。

【基金勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	5,338	5,317	▲ 21
支出	3,091	2,392	▲699

収入は、ほぼ計画どおりの実績となった。

支出については、基金業務費で計画に比し▲699百万の減少となっているが、PCB廃棄物の処理が計画に比し、予定を下回ったため、日本環境安全事業(株)に対する助成金が少なかったこと等のため。

【承継勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	28,133	27,883	▲ 250
支出	28,189	27,644	▲ 545

収入は、計画に比し▲250百万円減少しているが、業務収入(事業資産の譲渡収入及び貸付回収金)等が計画を4,150百万円増加するなどの結果、長期借入金が▲4,400百万円減少したことによる。

支出については、計画に比し借入金が減少したこと等による借入金利息等が▲545百万円減少したため。

平成22年度計画予算（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	1,990	1,990	0
国庫補助金	5,460	5,438	△22
その他の政府交付金	19,940	19,594	△346
都道府県補助金	2,000	1,861	△139
長期借入金	6,400	2,000	△4,400
環境再生保全機構債券	5,000	5,000	0
業務収入	56,041	56,849	808
受託収入	—	3	3
運用収入	1,360	1,389	29
その他収入	349	905	556
計	98,539	95,028	△3,510
[支出]			
業務経費	68,150	55,983	△12,167
公害健康被害補償予防業務経費	53,204	49,917	△3,287
うち人件費	444	307	△137
石綿健康被害救済業務経費	11,329	3,351	△7,978
うち人件費	387	288	△99
基金業務経費	2,978	2,295	△683
うち人件費	149	90	△59
承継業務経費	640	420	△219
うち人件費	315	199	△117
受託経費	—	3	3
借入金等償還	25,907	25,907	0
支払利息	1,476	1,188	△289
一般管理費	849	733	△116
うち人件費	375	290	△85
計	96,382	83,813	△12,570

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	441	441	0
国庫補助金	260	238	△22
その他の政府交付金	9,624	9,615	△9
業務収入	42,078	39,008	△3,070
運用収入	1,058	1,034	△24
その他収入	33	46	13
計	53,493	50,382	△3,111
[支出]			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	53,204	49,917	△3,287
うち人件費	444	307	△137
一般管理費	325	294	△31
うち人件費	126	103	△23
計	53,528	50,210	△3,318

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
その他の政府交付金	10,316	9,979	△337
業務収入	1,258	1,256	△2
受託収入	—	3	3
その他収入	1	208	207
計	11,574	11,446	△128
[支出]			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	11,329	3,351	△7,978
うち人件費	387	288	△99
受託業務費	—	3	3
一般管理費	245	213	△32
うち人件費	139	115	△24
計	11,574	3,567	△8,007

別表-4

(基金勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	750	750	0
国庫補助金	2,000	2,000	0
都道府県補助金	2,000	1,861	△139
運用収入	302	355	53
その他収入	286	351	65
計	5,338	5,317	△21
[支出]			
業務経費			
基金業務経費	2,978	2,295	△683
うち人件費	149	90	△59
一般管理費	113	97	△16
うち人件費	38	26	△12
計	3,091	2,392	△699

別表-5

(承継勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	799	799	0
国庫補助金	3,200	3,200	0
長期借入金	6,400	2,000	△4,400
環境再生保全機構債券	5,000	5,000	0
業務収入	12,705	16,585	3,880
その他収入	30	300	270
計	28,133	27,883	△250
[支出]			
業務経費			
承継業務経費	640	420	△219
うち人件費	315	199	△117
借入金等償還	25,907	25,907	0
支払利息	1,476	1,188	△289
一般管理費	167	130	△37
うち人件費	73	46	△26
計	28,189	27,644	△545

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成22年度収支計画（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	78,245	69,221	△9,024
經常費用	78,245	69,221	△9,024
公害健康被害補償予防業務経費	53,254	49,929	△3,325
石綿健康被害救済業務経費	11,329	3,323	△8,005
基金業務経費	2,978	2,360	△618
承継業務経費	7,662	10,278	2,616
一般管理費	1,462	2,024	562
減価償却費	113	101	△13
雑損	—	2	2
財務費用	1,446	1,204	△243
収益の部	78,819	70,786	△8,033
經常収益	78,819	70,786	△8,033
運営費交付金収益	1,990	1,413	△577
国庫補助金収益	260	238	△22
その他の政府交付金収益	10,604	10,312	△291
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	10,594	2,836	△7,758
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	2,039	1,544	△495
受託収入	—	3	3
業務収入	49,739	49,289	△450
運用収入	1,360	1,389	29
その他の収益	92	1,171	1,079
財務収益	2,141	2,591	450
純利益	574	1,565	992
前中期目標期間繰越積立金取崩額	112	31	△80
総利益	685	1,597	911

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	53,650	50,285	△3,365
經常費用	53,650	50,285	△3,365
公害健康被害補償予防業務経費	53,254	49,929	△3,325
補償業務経費	52,003	48,855	△3,148
予防業務経費	1,251	1,074	△177
一般管理費	325	302	△23
減価償却費	71	54	△17
雑損	—	0	0
収益の部	53,513	50,307	△3,205
經常収益	53,513	50,307	△3,205
運営費交付金収益	441	338	△103
国庫補助金収益	260	238	△22
その他の政府交付金収益	9,624	9,615	△9
業務収入	42,074	39,008	△3,066
資産見返負債戻入	23	22	△1
運用収入	1,058	1,034	△24
財務収益	32	26	△6
雑益	0	27	26
純利益（△純損失）	△137	22	160
前中期目標期間繰越積立金取崩額	112	31	△80
総利益（△総損失）	△26	54	79

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	11,604	3,569	△8,035
經常費用	11,604	3,569	△8,035
石綿健康被害救済業務経費	11,329	3,323	△8,005
一般管理費	245	213	△33
減価償却費	29	33	3
収益の部	11,604	3,569	△8,035
經常収益	11,604	3,569	△8,035
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	10,594	2,836	△7,758
その他の政府交付金収益	980	697	△283
受託収入	—	3	3
資産見返負債戻入	29	33	3
雑益	1	0	0
純利益	0	0	0
総利益	0	0	0

別表-9

(基金勘定)	(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額
費用の部	3,096	2,463	△633
經常費用	3,096	2,463	△633
基金業務経費	2,978	2,360	△618
地球環境基金業務費	767	642	△125
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	2,081	1,568	△512
維持管理積立金業務費	130	150	19
一般管理費	113	97	△16
減価償却費	5	6	1
収益の部	3,096	2,463	△633
經常収益	3,096	2,463	△633
運営費交付金収益	750	558	△192
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	2,039	1,544	△495
地球環境基金運用収益	189	219	29
維持管理積立金運用収益	112	136	24
資産見返負債戻入	5	6	1
雑益	0	0	0
純利益	0	0	0
総利益	0	0	0

別表-10

(承継勘定)	(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額
費用の部	9,895	12,904	3,009
經常費用	9,895	12,904	3,009
承継業務費	7,662	10,278	2,616
一般管理費	780	1,413	633
減価償却費	7	7	0
財務費用	1,446	1,204	△243
雑損	—	2	△2
収益の部	10,606	14,447	3,841
經常収益	10,606	14,447	3,841
運営費交付金収益	799	518	△281
事業資産譲渡元金収入	7,665	10,281	2,616
資産見返負債戻入	7	7	0
財務収益	2,109	2,565	456
雑益	26	1,076	1,050
純利益	711	1,543	832
総利益	711	1,543	832

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成22年度資金計画（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	234,094	284,446	50,352
業務活動による支出	73,877	58,825	△15,052
投資活動による支出	35,279	175,016	139,737
財務活動による支出	25,929	25,921	△8
翌年度への繰越金	99,009	24,684	△74,325
資金収入	234,094	284,446	50,352
業務活動による収入	94,938	93,987	△951
運営費交付金収入	1,990	1,990	0
国庫補助金収入	5,460	3,439	△2,020
その他の政府交付金収入	19,940	19,593	△347
都道府県補助金収入	2,000	1,848	△152
業務収入	55,412	56,521	1,109
受託収入	—	1	1
運用収入	1,358	1,386	28
その他の収入	8,779	9,210	431
投資活動による収入	69,499	142,575	73,077
財務活動による収入	11,440	7,082	△4,358
前年度よりの繰越金	58,217	40,801	△17,416

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	64,843	112,632	47,789
業務活動による支出	53,511	50,214	△3,297
投資活動による支出	1,275	60,709	59,434
翌年度への繰越金	10,057	1,709	△8,348
資金収入	64,843	112,632	47,789
業務活動による収入	52,862	50,201	△2,662
運営費交付金収入	441	441	0
国庫補助金収入	260	239	△20
その他の政府交付金収入	9,624	9,614	△10
業務収入	41,449	38,798	△2,651
運用収入	1,056	1,058	2
その他の収入	33	50	18
投資活動による収入	1,445	61,400	59,955
前年度よりの繰越金	10,536	1,032	△9,505

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	88,292	77,293	△10,999
業務活動による支出	11,549	3,615	△7,934
投資活動による支出	33,000	71,920	38,920
翌年度への繰越金	43,743	1,758	△41,985
資金収入	88,292	77,293	△10,999
業務活動による収入	11,574	11,426	△148
その他の政府交付金収入	10,316	9,979	△337
地方公共団体等拠出金収入	1,258	1,256	△2
受託収入	—	1	1
その他の収入	1	191	190
投資活動による収入	60,500	64,700	4,200
前年度よりの繰越金	16,217	1,167	△15,051

(基金勘定)	(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額
資金支出	51,592	54,100	2,508
業務活動による支出	6,560	3,027	△3,533
投資活動による支出	1,000	30,670	29,670
翌年度への繰越金	44,031	20,403	△23,628
資金収入	51,592	54,100	2,508
業務活動による収入	13,772	11,470	△2,302
運営費交付金収入	750	750	0
国庫補助金収入	2,000	0	△2,000
都道府県補助金収入	2,000	1,848	△152
運用収入	301	328	27
その他の収入	8,720	8,543	△177
投資活動による収入	7,550	4,550	△3,000
財務活動による収入	40	82	42
前年度よりの繰越金	30,230	37,999	7,769

(承継勘定)	(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額
資金支出	29,367	40,420	11,053
業務活動による支出	2,256	1,969	△287
投資活動による支出	4	11,717	11,713
財務活動による支出	25,929	25,921	△8
翌年度への繰越金	1,178	814	△364
資金収入	29,367	40,420	11,053
業務活動による収入	16,729	20,890	4,161
運営費交付金収入	799	799	0
国庫補助金収入	3,200	3,200	0
業務収入	12,705	16,467	3,762
その他の収入	26	425	399
投資活動による収入	4	11,925	11,921
財務活動による収入	11,400	7,000	△4,400
前年度よりの繰越金	1,234	605	△629

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

財務の状況について

1. 当期総利益

平成22年度の総利益は、1,597百万円であり、その主な発生要因は、公害健康被害補償予防勘定予防経理における経費の縮減等による利益等54百万円と承継勘定における利息の収支差等1,543百万円によるものである。

各勘定別の当期総利益については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	当期総利益	主な発生要因
公健勘定	54	第二種経理における賦課金収益の減少による損失(▲50)及び予防経理における経費の縮減等による利益(104)
石綿勘定	—	—
基金勘定	—	—
承継勘定	1,543	利息収支差(1,375)及び未収財源措置予定額に係る未収利息分(148)
計	1,597	

注) 各勘定における損益構造要因について

- ・公健勘定では、予防経理において基金による運用収入を財源に事業を行う等、損益が発生することとなる。
- ・承継勘定では、貸付金等に係る回収利息と借入金に係る支払利息との差額が生じることにより損益が発生している。
- ・なお、石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を財源に充てること、また、基金勘定は、運営費交付金による業務運営並びにPCB廃棄物処理基金等を財源に充てることから、両勘定において損益は発生しない構造となっている。

2. 利益剰余金

利益剰余金は、前年度末の95億11百万円に対して、平成22年度は、繰越積立金取崩額31百万円、当期積立額15億97百万円を計上し、当期末残高は110億77百万円となった。

各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	①21年度末	②国庫納付金	③繰越積立金取崩額	④当期積立額	22年度末 (①-②-③+④)
公健勘定	887	—	31	54	909
石綿勘定	—	—	—	—	—
基金勘定	—	—	—	—	—
承継勘定	8,624	—	—	1,543	10,167
計	9,511	—	(31)	(1,597)	11,077

3. 運営費交付金債務

各勘定の当期の運営費交付金債務残高は、下記のとおり。

(単位：百万円)

	①21年度末	②当期発生額	③当期取崩額	22年度末 (①+②-③)	主な要因
公健勘定	91	99	—	190	業務の効率化による経費の縮減等(66)及び人件費の縮減等(124)
基金勘定	175	192	—	367	業務の効率化による経費の縮減等(243)及び人件費の縮減等(124)
承継勘定	286	281	—	567	業務の効率化による経費の縮減等(240)及び人件費の縮減等(327)
計	552	572	—	1,124	

4. 資金運用の実績、資金運用の基本方針等

資金の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程及び各基金等の性格を踏まえた運用方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行った。

また、資金の運用に係る内部統制の観点から、各基金等における運用状況の監視、取引金融機関に破綻懸念が生じた場合等のリスク回避のための対応策等を審議するこ

ととした規程の改正を行い、資金管理委員会の審査機能の強化を図った。

基金運用利息 (単位：百万円)

区分	22年度
公害健康被害予防基金	1,034
地球環境基金	219
計	1,253

((資料 63-①) 予算・決算の概況 (資料編 P109))

((資料 69-①) 簡潔に要約された財務諸表(法人全体) (資料編 P123))

((資料 69-②) 財務情報 財務諸表の概況 (資料編 P125))

((資料 69-③) 事業の説明 財源構造 (資料編 P127))

自己点検結果

- ・ 一般競争入札の徹底等業務運営の効率化により経費の節減に努めた結果、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。
- ・ 各基金の運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用ができた。また、資金管理委員会の審査機能を強化したことで、運用に係る内部統制の充実を図った。

4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

平成 22 年度計画の概要

- 破産更生債権及びこれに準じる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）を本中期計画期間中に 300 億円以下に圧縮するために、
 - ① 約定弁済先の管理強化
 - ② 返済恣憑
 - ③ 厳正な法的処理
 - ④ 迅速な償却処理
 に積極的に取組む。
- 機構の正常債権以外の債権への取り組み状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。
- 中期計画期間中に平成 20 年度末の委託債権残高の 2 割に相当する債権を新たにサービサー委託することを目指す。
- 今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。
- サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。
- 承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、32 億円交付されることを予定。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 個別債権ごとの管理の強化

平成 22 年度業務の実績

（1）正常債権以外の債権の圧縮のための取組

平成 22 年度期首からの債権残高の変動及び要因は下記表のとおりである。

平成 22 年度期末の正常債権以外の債権残高は 349 億円であり、平成 22 年度期首残高 382 億円から 33 億円圧縮した。

債権残高変動状況表

（単位：百万円）

債権区分	H22 年度 期首残高	回収	償却	移入	移出	H22 年度 期末残高
破産更生債権等	4,638	654	551	366	0	3,799
貸倒懸念債権	33,555	2,931	434	1,309	404	31,094
小計	38,193	3,585	985	1,674	404	34,893
一般債権	66,510	10,311	0	39	1,309	54,929
合計	104,703	13,896	985	1,713	1,713	89,823

① 正常債権以外の債権を圧縮した主な要因は、回収が 3,585 百万円、貸倒償却適状となった債権を 985 百万円償却したことによるものである。さらに債務超過状態が解消したため、一般債権に移出したものが 39 百万円あった。

一方で、財務状況が悪化し債務超過に陥ったものが 3 件 196 百万円あった他、東日本大震災発生の影響によるものが 1 件 1,112 百万円あったため、一般債権から正常債権以外の債権へ 1,309 百万円が移出した。

② 一般債権から新たな延滞が発生した場合、迅速に現地調査等を行い、延滞解消の目処を見極めるところであるが、上記の東日本大震災に係る 1 件については、現在のところ困難な状況が続いている。復興の目処等について先方と協議して適切に対応していくこととしている。

③ 法的処理は、平成 22 年度期首で競売等合計 16 件である。平成 22 年度中に新たに行った法的処理は、競売等で 4 件である。一方で競売終結等により 11 件が終了した。この結果、平成 23 年度に係属する法的処理事案は、競売等 9 件である。

新たに法的処理に移行した 4 件のうち 3 件はサービス委託案件である。また終結した 11 件のうち 7 件がサービス委託案件である。

④ 貸倒償却に関しては、償却適状となった 5 件の債権で 985 百万円の貸倒償却を実施した。

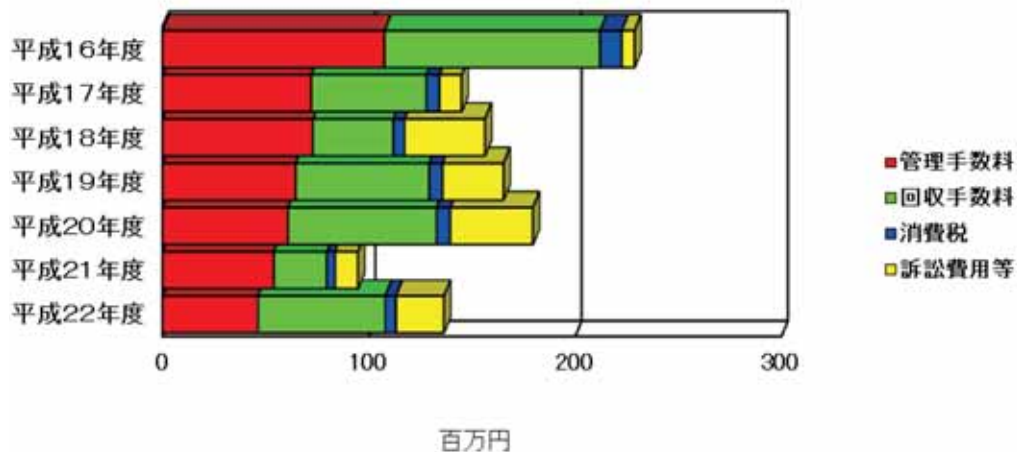
(2) サービス委託債権からの回収

サービスへの債権管理回収委託債権からの回収額は、元利合計額で、1,412 百万円である。一方、債権管理回収委託費は 136 百万円であった。

(参考 1) サービスへの委託費と委託債権からの回収額

年 度	委託費 A	委託債権からの回収額B (元利合計)	B/A
平成 22 年度	1.4 億円	14.1 億円	10.1 倍
平成 21 年度	0.9 億円	12.0 億円	13.3 倍
平成 20 年度	1.8 億円	20.1 億円	11.2 倍
平成 19 年度	1.7 億円	27.6 億円	16.2 倍
平成 18 年度	1.6 億円	16.3 億円	10.2 倍
平成 17 年度	1.4 億円	18.8 億円	13.4 倍
平成 16 年度	2.3 億円	35.9 億円	15.6 倍

サービサー委託費用内訳



サービサー委託費は平成 21 年度 0.9 億円から 1.4 億円に増加した。この要因は、回収手数料及び訴訟費用等の増加による。回収手数料の増加は、回収額が平成 21 年度 12.0 億円から 14.1 億円と増加したこと及びこのうち 65 百万円が回収料率 50%としている担保処分を終了した後の無担保債権からの回収であったためである。（通常回収料率は 2~3%）さらに新規に法的処理に移行したものに係る支出（差押のための供託金等）により訴訟費用等も増加した。

また、サービサーへの債権管理回収委託債権（平成 22 年度期首委託債権数 55 社）のうち、7 社に関しては委託を解除した。平成 22 年度に新規に 1 件の委託を行ったことから、委託債権数は 49 社である。

（3）サービサーへの新規委託

今回新規に委託した 1 組合の債権残高は 3 億円であり、平成 21 年度新規委託（18 億円）を含めると達成率は 75%となる（数値目標 28 億円）。

（4）資金調達状況

自助努力による資金調達として、債券発行 50 億円、政府保証民間借入金 20 億円を調達し、財投借入金等の償還を円滑・確実に行った。

（5）補助金交付状況

平成 22 年度において債権管理回収業務補助金 32 億円が予定どおり交付された。

自己点検結果

正常債権以外の債権の状態及び取組状況を可視化し、延滞発生時の初期動作等に重点的な取組みを行うこと等、個別債権の監視強化により、正常債権以外の債権の圧縮を図った。この結果、回収額は36億円（平成21年度38億円）を上げたものの、東日本大震災の発生等の影響により、正常債権以外の債権の圧縮額は33億円となり残高は349億円となった。

また、サービスの新規委託に関しては、第2期中期計画期間中に、平成20年度期末の委託債権残高の2割増（28億円）を数値目標としているが、新たに3億円の新規委託を行った。

東日本大震災に伴う新たな正常債権以外の債権の発生も予断を許さない状況が続いており、個別債権の管理を今後とも厳格に行っていくことが肝要と考えている。

IV 短期借入金の限度額

平成 22 年度計画の概要

- 短期借入金の限度額は、単年度 18,600 百万円。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 資金の計画的、機動的な管理

平成 22 年度業務の実績

- ・ 短期借入金の借入状況

借入残高の最高額は、9 月 16 日から 9 月 27 日の 2,000 百万円であり、限度額 18,600 百万円の範囲内であった。

借 入 期 間	借入金額（百万円）
平成 22 年 5 月 25 日 ~ 平成 22 年 6 月 25 日	1,300
平成 22 年 6 月 25 日 ~ 平成 22 年 7 月 23 日	900
平成 22 年 7 月 23 日 ~ 平成 22 年 8 月 23 日	400
平成 22 年 8 月 23 日 ~ 平成 22 年 9 月 7 日	300
平成 22 年 9 月 16 日 ~ 平成 22 年 9 月 27 日	2,000

自己点検結果

資金の計画的、機動的な管理に努め、短期借入金の限度額の範囲内での借入を行った結果、年 4 回（5 月、9 月、11 月、3 月）の財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。

V 重要な財産の処分等に関する計画

平成 22 年度計画の概要

- 戸塚宿舎の土地については、売却に向けた準備を進める。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 売却に向けた情報収集等に努める。

平成 22 年度業務実績

(1) 売却に向けた準備

横浜国道事務所に対し道路区域のみの買収ではなく、全部買収の検討を申し入れ、また、本中期計画期間内の全部売却は必須である旨を強調してきた（前年度に引き続き）。

- ① 平成 22 年 7 月、横浜国道事務所から用地交渉の進捗状況につき聴取した。
 - ・ 同事務所は、「現在、上部機関（関東地方整備局）と補償方法等について協議中である。」とするものの、買収時期については「予算の確保について厳しいため、平成 23 年度内の買収は難しい。」と回答してきた。
- ② 同事務所の計画によると、買収予定の面積は 528.49 m² (50.8%) であり、その後に残る土地（残地）は 510.68 m² (49.1%) とのことであった。
- ③ 戸塚宿舎に入居していた職員は、平成 23 年 3 月末には全員が退去した。

(2) 国庫への現物納付に向けた準備

- ① 独立行政法人の抜本的見直しの結果、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針（22.12.7 閣議決定）」に基づき、戸塚宿舎については、不要資産の国庫納付に取り組むこととされた。
- ② 戸塚宿舎を不要資産として現物納付することについて主務省の了解を得たところである。その後、主務省により財務省理財局へ事前説明する予定となっていたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により現在中断している。

(3) その他

東日本大震災の被災者受入れ可能施設として登録された。

自己点検結果

従来の売却に向けた情報収集等に努めたことはもとより、あらたに国庫納付に向けた準備等に積極的に取り組んだ。

VI 剰余金の使途

平成 22 年度計画の概要

なし

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

平成 22 年度計画の概要	
なし	

2. 人事に関する計画

平成 22 年度計画の概要

- 事業管理部の常勤職員数 1 名を削減。
 - 職員研修計画に基づく各種研修を実施。
 - 人事評価制度の評価結果を人事及び給与等に反映。
- 人員に関する指標
- ・ 期初の常勤職員数 145 人
 - ・ 平成 22 年度中に 1 人削減

平成 22 年度の重点事項

- ・ 内部統制の強化及び職員の士気を高めるための研修等の実施

平成 22 年度の業務実績

(1) 人員の削減

事業管理部において、業務分担等を見直すとともに、年度末に常勤職員数 1 名を削減した。

(2) 各種研修の実施

- ① 必要な知識・技術の取得、能力開発を目的として、次の研修を実施するとともに外部研修に職員を派遣した。

ア. 階層別研修

部門目標を有効かつ効率的に達成するため、職員の各階層に求められる役割を再認識し、日頃の業務に活かすことを目的とした階層別（次長・課長、課長代理・係長等、係員）研修を新規に実施した（平成 22 年 12 月～平成 23 年 1 月）。

本研修では、組織全体で目標を共有し、組織内のコミュニケーションを活発化させるため実践的な演習を重点的に行った。

区分	ねらい	演習内容
次長・課長	組織を管理、牽引する役割を実践する。	成果志向の業務体系づくり 部下からの傾聴法
課長代理・係長	組織の原動力としてより活躍する。	ファシリテーション法 部下指導法
係員	モチベーションと生産性を向上する。	上司への改善提案 ロジカルシンキング法

イ. 環境行政の専門研修

- ・ 環境省環境行政実務研修（平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月）
- ・ 環境省環境調査研修所環境研修
（野生生物研修、自然環境研修、廃棄物・リサイクル基礎研修、国際環境協

力基本研修、化学物質対策研修、日中韓三カ国合同環境研修、環境影響評価研修等)

ウ. 新人職員研修

新人職員において、社会人としての対応を身につけるための一般的な知識（挨拶、電話など）及び環境政策への意識を向上させるための研修を実施した。

- ・新人マナー研修（平成 22 年 4 月）
- ・新人職員研修（生物多様性交流フェア情報収集）（平成 22 年 10 月）
- ・環境省職員環境問題史現地調査研修（西淀川コース）（平成 23 年 2 月）

エ. 職務能力向上のための主な研修

- ・財務省会計センター政府関係法人会計事務職員研修（平成 22 年 10 月～11 月）
- ・給与実務研修（平成 22 年 8 月、10 月）
- ・職員相談員実務研修（平成 22 年 10 月）

オ. Eラーニング(平成 22 年 9 月)

職員のニーズを取り入れ、簿記会計についてEラーニング研修を試行的に実施したところ、自宅を含む勤務時間の内外で柔軟に利用できることから効率的に研修が実施できた。

カ. コンプライアンス研修（平成 23 年 3 月）

② 研修参加者による報告会を新たに開催し、参加者本人の研修効果の強化を図るとともに、職場に対する研修成果のフィードバックを行うなど、研修結果を活用した。

- ・職員相談員実務研修報告会（平成 22 年 10 月）
- ・生物多様性交流フェア情報収集ポスターセッション（平成 22 年 11 月）
- ・環境省職員環境問題史現地調査研修報告会（平成 23 年 3 月）

(資料 70 平成 22 年度職員研修実績 (資料編 P128))

(3) 人事評価制度の適正な運用

平成 21 年度の業績評価結果及び平成 21 年度下半期発揮能力評価の結果を踏まえ、平成 22 年 4 月の昇格及び昇給並びに平成 22 年 6 月期の賞与に反映した。

また、平成 22 年 9 月に平成 22 年上半期の発揮能力評価を各部門の上司と部下の面談を経て実施した。

平成 22 年上半期の発揮能力評価の結果を、平成 22 年 12 月期賞与に反映させるとともに、平成 22 年度の業績評価と下半期発揮能力評価を平成 23 年 3 月に実施した。

自己点検結果

研修については、内部統制の強化、職員の知識向上及び士気高揚のため、各種研修を企画・実施するとともに外部研修にも積極的に職員を派遣した。

階層別研修では、管理職には特に部門の目標管理を通じて部下を育成する方法を、係員には部門の目標を達成するために必要な改善企画提案の方法を、課長代理・係長には部下と上司をつなぎ部門目標を達成するファシリテーションの方法を学ばせることで組織力の向上を図った。

また、研修の成果を組織内で情報共有するための報告会を新たに実施し、研修結果のフィードバックと本人の研修効果の向上を図った。

今後も研修内容の見直しや新たな試みを取り入れ、より効果的な研修の実施に努める。

参考データ

資料 70 平成 22 年度職員研修実績（資料編 P128）

3. 積立金の処分に関する事項

平成 22 年度計画の概要

- 前中期目標期間より繰り越した積立金について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務(未収財源措置予定額)等の財源に充てることとする。

平成 22 年度の重点事項

(該当事項なし)

平成 22 年度の業務実績

- ・ 公健勘定においては、自己収入で取得した固定資産の減価償却に 31 百万円を充てた。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

平成 21 年度計画の概要

なし

<参考>年度計画数値目標達成状況一覧

年度計画に定められた数値目標一覧		平成21年度実績	平成22年度実績	備考
●国民サービスの向上				
<公害健康被害補償業務>				
汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上の維持		99.88%	99.98%	申告額 38,783,848 千円 収納額 38,777,322 千円
一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対し、平成20年度比50%増の現地調査の実施		55.26%増	63.15%増	20年度実績 38事業所 22年度実績 62事業所
徴収業務に係る委託業務契約(民間競争入札)において、平成20年度実績に比し7%以上の削減		7.85%	8.46%	20年度実績 195,561,047 円 22年度実績 179,026,017 円
<公害健康被害予防事業>				
調査研究課題の採択は、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定	環境保健分野	45日	60日	
	環境改善分野	—	46日	
アンケート調査を実施し、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得る。	知識普及	89%	90.8%	
	研修	97%	96.1%	
<地球環境基金部>				
助成金の支給についての支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間は4週間以内		26.12日	25.41日	
研修受講者に対するアンケート調査の有効回答者のうち80%以上から「有意義であった」との評価を得る。		99%	98.6%	
●その他				
常勤職員数1名の削減		(総務部) 1名削減	(事業管理部) 1名削減	

